

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 3 日)
(第 27 号)

第
27
号

12
月
3
日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 27 号

○令和 7 年12月 3 日（水曜日）

議事日程（第27号）

令和 7 年12月 3 日（水） 午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議提議案第 6 号
〔提案説明〕
- 第 3 議案第184号から議案第200号まで
〔提案説明〕
- 第 4 議案第184号から議案第200号まで並びに議提議案第 6 号
〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議提議案第 6 号
- 日程第 3 議案第184号から議案第200号まで
- 日程第 4 議案第184号から議案第200号まで並びに議提議案第 6 号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 44名

1	番	市 野 修 平
2	番	曾 我 正 彦

3	番	荊	原	広	樹
4	番	伊	藤	雅	慶
5	番	世	古		明
6	番	市	川	岳	人
7	番	龍	神	啓	介
8	番	辻	内	裕	也
9	番	吉	田	紋	華
10	番	難	波	聖	子
11	番	芳	野	正	英
12	番	川	口		円
13	番	喜	田	健	児
14	番	中	瀬	信	之
16	番	中	瀬	初	美
17	番	廣		耕	太郎
18	番	松	浦	慶	子
19	番	石	垣	智	矢
20	番	山	崎		博
21	番	野	村	保	夫
22	番	倉	本	崇	弘
23	番	山	内	道	明
24	番	田	中	智	也
25	番	藤	根	正	典
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	田	中	祐	治
30	番	野	口		正
32	番	石	田	成	生

35	番	東	豊
36	番	長 田	隆 尚
37	番	今 井	智 広
38	番	稲 垣	昭 義
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員 3名			
31	番	谷 川	孝 栄
33	番	村 林	聡
34	番	小 林	正 人
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	斉
書 記（事務局次長）	小 野	明 子
書 記（議事課長）	吉 川	幸 伸
書 記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書 記（議事課班長）	藤 堂	恵 生
書 記（議事課主事）	畑 中	鉄 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	服 部 浩
副 知 事	野 呂 幸 利
危機管理統括監	清 水 英 彦
総 務 部 長	後 田 和 也
政策企画部長	長 崎 禎 和
地域連携・交通部長	生 川 哲 也
防災対策部長	田 中 誠 徳
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枡 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	塩 野 進
県土整備部長	藤 井 和 久
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	上 村 告
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	天 野 圭 子
教 育 長	福 永 和 伸

公安委員会委員長
警察本部長

吉田すみ江
敦澤洋司

代表監査委員
監査委員事務局長

村上亘
大西毅尚

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

浅尾光弘
佐藤史紀

選挙管理委員会委員

川北睦子

労働委員会事務局長

出井隆裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第6号並びに議案第184号から議案第200号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

- 議案第184号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第185号 令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第186号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第187号 令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第188号 令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第189号 令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第190号 令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第191号 令和7年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第192号 令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第193号 令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第194号 令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第195号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第196号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第197号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第198号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第199号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第200号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）
- 議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第 6 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案

右提出する。

令和 7 年12月 3 日

提出者 倉 本 崇 弘
田 中 智 也
藤 根 正 典
杉 本 熊 野
野 口 正
青 木 謙 順
津 田 健 児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第九条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項 の基準日現在（同項後段に規定す る者にあつては、任期満了、辞 職、失職、死亡等によりその職を 離れた日現在）において支給すべ き議員報酬月額及び議員報酬月額 に百分の四十五を乗じて得た額の 合計額に、六月に支給する場合に	第九条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項 の基準日現在（同項後段に規定す る者にあつては、任期満了、辞 職、失職、死亡等によりその職を 離れた日現在）において支給すべ き議員報酬月額及び議員報酬月額 に百分の四十五を乗じて得た額の 合計額に、六月に支給する場合に

においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十二・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)
---	---

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第九条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百七十五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	第九条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百七十二・五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期

末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和七年十二月の期末手当から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和七年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

質

問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。46番 中川正美議員。

〔46番 中川正美議員登壇・拍手〕

○46番（中川正美） おはようございます。自由民主党、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の中川正美でございます。

師走に入りまして、いよいよ新年の足音が聞こえてまいりました。新たな年を目前に控えると、明治の文豪、樋口一葉が詠んだ一首を思い起こします。

「あらたまの 年の若水 くむ今朝は そぞろにものの 嬉しかりけり」。
若水とは、元日の朝にくむ水のことであり、新年の朝のこうした所作には、誰しも何となくうれしさを覚えるものであります。その清らかな気持ちを、県政の歩みにも重ねていきたいと思っています。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず最初は、「平成の合併」から20年について。今年度は既に2市5町で市制・町制20周年の記念事業が開始されています。

平成の大合併により、当時、3232市町村ありましたが、現在では1718市町

村となるまで合併が進んだと聞いております。県内では、この平成の合併により、69市町村から29市町となるまで合併が進みました。

国の資料によりますと、合併により専門職員の配置など、住民サービス提供体制の充実・強化、少子・高齢化への対応、広域的なまちづくり、適正な職員の配置や公共施設の統廃合など、行財政の効率化が進んだとされています。

一方で、合併によりまして、周辺部の旧市町村の活力が喪失された、住民の声が届きにくくなっている、住民サービスが低下、旧市町村地域の伝統文化、歴史的な地名などの喪失などの課題も生じていたとされていました。

三重県におきましては、合併によって、先ほど申し上げた市町の自立性を高めるという目的は達成されたのか。

二つ目に、県ではどのような課題があったと認識をしておるのか。

三つ目は、合併後20年たった今、市町の状況はどうか。

この3点について御答弁をお願いいたしたいと思います。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） 平成の合併による効果や課題、現状についてお答えいたします。

平成の市町村合併では、県内に16の合併市町が誕生いたしました。

平成27年に合併市町に対して行った調査によりますと、合併によりまして、市民病院の新築移転、ごみ処理施設等の公共施設の統廃合や一元化などが進められたことに加えまして、子育て支援の専門組織の設置による住民サービスの充実や、町制から市政への移行による福祉事務所の設置をはじめとした権限移譲の拡大などの結果、専門性の強化や権限の拡充等の行財政運営の基盤強化により、市町の自立性が高まったものと考えております。

一方で、合併により、役場が遠くなり不便になった、あるいは住民の声が届きにくくなったなどの課題もございました。これらの課題につきましては、住民サービスの低下を招かないような支所機能の確保や、住民の声を施策に反映しやすくするための市町長との直接対話の機会を確保するなど、課題解

決に向けた様々な工夫がなされております。

行財政運営の基盤強化により市町の自立性が高まった一方で、合併から約20年が経過しており、人口減少や高齢化がさらに進んだことなどによりまして、地域の担い手不足や自治体の職員不足、もしくはインフラの老朽化、地域の活力低下などの課題も生じております。

県としては、引き続き、市町の状況等の把握に努め、自立した行財政運営に向けた必要な助言や情報提供、国への要望等を行うとともに、防災対策や子育て環境の整備、交通空白地の解消など、様々な支援を行ってまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） ありがとうございます。

市町が合併をし、20年経過した現状では、もはや当初の市町村合併によるメリットは薄れつつあると考えます。合併後に進んでおります人口減少、財源不足、地域コミュニティ力の希薄化などの課題によって、結果として地域の活力低下を引き起こしておる、そんなふうに感じております。

そこで、県が後押しをして進めた平成の合併後から20年が経過した今、地域の維持・活性化、また、自治体DXの推進に向けて、県は市町を応援するために今後どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） 合併から20年が経過した中での地域の維持・活性化に向けた取組についてお答えいたします。

そうした取組に向けましては、市町間の広域連携があると思っております。

市町間の広域連携につきましては、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、行政サービスを提供するに当たり、相互に連携して事務処理する様々な仕組みが設けられております。

具体的には、地方自治法に基づく一部事務組合や広域連合の設置といった仕組みや定住自立圏のような広域連携を可能とする制度がございます。

県内でも、消防や社会福祉施設に関する一部事務組合、ごみ処理、介護保険に関する広域連合などが各地域で設置され、活用されているところでござ

います。

また、定住自立圏につきましては、県内では、いなべ市、伊勢市、松阪市、伊賀市が中心市となって定住自立圏の形成に関する協定を締結し、休日夜間診療所の運営、コミュニティバスの相互乗り入れ等、日常生活に必要なサービスの確保が広域的に進められております。

県としましては、これらの仕組みを活用し、市町間の広域連携によって、生活に必要なサービスが確保、強化されることが望ましいと考えております。

このため、市町から広域連携に係る相談等がありました場合には、引き続き必要な助言や情報提供等の支援を行ってまいります。

また、地域の維持・活性化に向けて、県は広域性、専門性といった機能を発揮しながら、市町の自主性を尊重しつつ、災害時の人的派遣や市町の子育て等の取組への助成など、市町の取組を支援してまいります。

〔横山正吾総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（横山正吾） 私のほうから、自治体DXの推進に向けた市町への支援について御答弁申し上げます。

県では、DX推進による質の高い行政サービスを安定的に県民の皆様提供するため、県と市町が連携した三重県・市町DX推進協議会を令和3年に設置しました。

協議会では、自治体情報システムの標準化といった共通課題について議論するとともに、各市町が個別に抱える課題やニーズを丁寧に取り取る個別相談を実施し、各市町の実情に応じたきめ細かな支援を行っております。

また、電子申請システムなどのデジタルツールを市町と共同で調達することで、経費削減と事務負担の軽減を図るとともに、DX推進の担い手となる職員の育成に向け、専門家によるセミナーの開催やオンライン学習の共同調達、県が実施する研修に市町職員が参加するなどの取組を行っております。

さらに、デジタル専門人材を市町へ派遣して、各市町の実情に応じた課題解決を支援するとともに、各市町のDX推進状況を客観的に比較分析するため、専門家による聞き取り調査も実施しております。その結果、行政手続の

オンライン化であったり、デジタルツールの活用による業務改善などが市町に共通する課題であることが明らかになっています。

引き続き、デジタルツールの共同調達やデジタル人材の育成などに取り組むとともに、聞き取り調査を通じて明らかになった課題に応じまして、各市町の現場に寄り添い、課題解決に当たる伴走支援を実施することで、市町の自律的なDX推進に向けた取組を促進してまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） ありがとうございます。

県にはぜひ主体的に関与をし、次の20年に向けた広域連携モデルを示していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、県営五十鈴公園についてであります。

県営体育館につきましては、伊勢市から整備を求める要望もあったところですが、私としては、東京にあります日本武道館のような機能を持つよう整備することを検討していただきたいと思います。

さて、県営体育館を含めた総合競技場が立地をいたします五十鈴公園につきましては、平成27年1月、伊勢市から県に管理移管をし、県営都市公園として供用されています。緑豊かな伊勢神宮の宮域に隣接し、清流五十鈴川を望む自然に恵まれた伊勢神宮の外苑的様相のある公園でもありますので、多くの方々の憩いの場となるよう活性化を図っていくべきであると考えています。

そこで、県として、県営体育館を含めた県営五十鈴公園の活性化についてどのように考えているのか、御答弁いただきたいと思います。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、県営五十鈴公園の活性化について御答弁申し上げます。

県営五十鈴公園は、多くの観光客が訪れる伊勢神宮に隣接する緑豊かな自然環境と、全国大会などの大規模大会が開催できる体育館や陸上競技場などを備えた三重交通Gスポーツの杜伊勢で構成する県営の都市公園です。

この公園では、観光名所が隣接する立地と自然環境を生かして、工芸作品の展示・販売を行う五十鈴の森クラフトフェアやフリーマーケットなどのイベントが毎年開催されていますが、五十鈴公園が十分認知されていると言える状況ではありません。

一方、三重交通Gスポーツの杜伊勢は、県南部のスポーツ拠点として、県内外を問わず、様々な競技の選手など多くの利用があります。このうち、体育館は、竣工から61年が経過し、一部設備は老朽化が進んでいるものの、休日は卓球やバドミントンなどの大規模大会の会場として、また、平日は県南部の県民の健康づくりやレクリエーションの場として活用されています。

豊かな自然とスポーツに親しむ場が共存する五十鈴公園は、憩いやにぎわいを生み出す場として大きな可能性を持っていると認識しています。

このため、この特性を生かし、体育館等の利用者に自然を感じてもらえる機会やイベント等の来場者にスポーツをする、見る機会を提供するなど、今後、五十鈴公園全体の活性化に向けた検討を進めていきたいと考えています。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁をいただきました。ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、令和7年4月1日より改正施行されました三重県子ども条例について伺いをいたしたいと思います。

今回の改正は、子どもを取り巻く環境の変化など、全ての子どもが豊かに健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備するために行われたものと高く評価をしております。

改正のポイントといたしましては、第1に、子どもの権利保障を軸に改正が行われた点、第2に、三重の子どもを守り育てるための土台となる条例として位置づけられた点、三つ目が、子どもの意見反映に関する規定であります。

また、改正条例を踏まえて、全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重を目指し、ありのままでみえっこプ

ランが策定されました。

そこで、改正子ども条例、みえっこプランに基づき、県が今年度、子どもの権利の周知啓発、そして子どもの意見表明、社会参画の促進にどのように取り組まれているのか、お伺いします。また、取組を踏まえ、今後、どのように子ども施策を推進していこうとしているか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

全ての子どもが豊かに育つための土台として、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高めることが、何よりも重要というふうに考えております。

そして、子どもの権利が保障される社会の実現に向けては、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立ち、子どもと共に施策を進めていくことが必要というふうに考えております。

このため、改正子ども条例の基本的施策やありのままでみえっこプランの重点的な取組において、子どもの権利に対する理解の向上、子どもの意見表明及び社会参画の促進を定め、取組を進めることとしております。

今年度は、県民の皆さんに子どもの権利に対する理解を深めていただけるよう、小学校低学年、高学年、中高生、大人向けの4種類のパンフレットを作成し、11月下旬に全ての学校やフリースクール、子ども食堂等へ配布しました。

パンフレットを活用しながら、大人向けの学習会を県内各地で開催するとともに、保護者や子どもに関わる団体の集まりに出向き、出前講座を実施しております。

また、子どもが社会に対して意見を言うなど、よりよい社会づくりに参画する機会として、新たにみえっこ会議を開催しました。小学4年生から高校3年生までの委員15名が、自分たちで設定したテーマ、子どもの意見表明、文化継承などについて楽しくかつ真剣に議論を重ねてもらい、最終日には私

も参加し、改善に向け提案をいただきました。

この提案については、反映状況をフィードバックすることで、県が子どもの意見に真剣に向き合うことを伝えていきたいというふうに考えております。

なお、来年度のみえっこ会議につきましては、三重県誕生150周年の節目として、三重県のことを学び、三重の未来に向けて話し合い、発表を行っていただくことを検討しておるところでございます。

改正子ども条例の初年度として、このような新たな事業を開始したところですが、現在、県のホームページにおいて、子ども向けの情報が分散して掲載されている状況を踏まえ、子どもが様々な情報に容易にアクセスできるよう、子ども向けの情報発信ポータルサイトを整備していきたいというふうに考えております。

引き続き、子どもの視点に立ち、全ての子どもが権利の主体として豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重を目指して施策を推進してまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁いただきました。ぜひとも強力に推進していただきたいと思います。

続きまして、こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

国が進める本制度は、保護者の就労状況に関係なく、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間の保育施設利用を可能とする、全ての子育て家庭を支援する新たな制度であります。現在は一部の自治体で先行して実施されており、令和8年度からは、全国の自治体で本格的に実施をされる予定であります。

本県におきましても、松阪市が県内でいち早くこの制度に着目をされ、取り組んでいます。

しかしながら、この制度は着実に進捗している一方で、来年度からの全国本格実施を見据えた課題も指摘されています。その一つが保育士の確保であります。現状でも保育士不足が課題となっている中、県内全ての市町で本格

実施となれば、さらなる保育士等の人材確保が必要となります。

そこでお伺いたします。

県はこの新たな制度の円滑な導入、実施を見据え、保育士等の人材確保についてどのように認識し、どのように取り組んでいくのか、県の考えをお示ししていただきたいと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

こども誰でも通園制度は、御紹介いただきましたように、令和8年度から全国全ての自治体で本格実施されることとなっております。県では、市町が本制度を円滑に実施できるよう助言を行っており、令和7年の8月には、本制度に関する理解促進と必要な準備の周知徹底を図るため、こども家庭庁の担当者を招いて、市町向け説明会を開催したところです。

本制度の実施に向けて準備を進めている市町からは、通常の保育を行う保育士とは別に、制度を担当する専任の保育士を配置する必要があり、保育士不足により、県内で待機児童が発生している中で、さらに保育士を確保することについて懸念する声が上がっております。

県では、保育士の確保を進めるため、今年度、三重県保育士・保育所支援センターにおいて、資格を有しながら保育所等に就労していない潜在保育士に対する復職支援の強化や、臨床心理士による職場環境改善に向けたアウトリーチの相談支援などに取り組んでおるところです。

県内の状況を見ますと、令和7年10月の保育士の有効求人倍率は2.52倍と、全職種平均の1.16倍と比べて高い水準となっており、また、保育士養成校の令和6年度入学者数は436名ということで、前年度に比べて45名減少しており、将来の保育士確保も懸念されておる状況です。

このような状況の中、各市町が、令和8年度からの本制度の本格実施を含め、安定的に保育サービスを提供することができるよう、県としてもさらなる保育士確保の取組を進めていく必要があるというふうに認識しております。

このため、保育士確保に向けた新たな取組として、資格を取得してから3

年間、県内においてのみ保育士として働くことができる地域限定保育士制度の導入、臨床心理士のアウトリーチの相談支援に保育士個人の悩み相談を加えることなどを検討しております。また、中学生、高校生を対象に、現役保育士との交流を通じて保育の仕事の魅力を発信するなど、将来の保育士確保に向けた取組にも注力していきたいと考えております。

さらに、保育士の処遇改善や働きやすい職場づくりなど、保育士確保に向けた市町独自の様々な取組が進むよう、みえ子ども・子育て応援総合補助金により後押ししていきたいと考えております。

こうした取組により、市町が必要な保育士を確保できるよう支援をしてまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁いただきました。

今回示された取組を着実に実行していただきたいと思います。

次に、先日11月13日に、あいふえすたイン松阪第84回三重県視覚障害者福祉大会が松阪市内で開催されました。その大会の中でも触れられました、視覚障がい者の社会参加への支援について伺いたいと思います。

視覚障がい者が地域社会で自立をし、活動するためには、情報アクセス面や物理的な環境、社会的な偏見等といった様々な障壁を取り除く必要があります。

とりわけ、視覚障がい者が自立した社会生活を送る上で不可欠なのが、外出時の安全を確保する同行援護従業者、いわゆるガイドヘルパーによる人的支援と、必要な情報に容易にたどり着き、利用できる情報アクセシビリティの向上です。この二つは、視覚障がい者の活動範囲を広げ、社会とのつながりを深める上で重要であると考えます。

まず、同行援護従業者は、現在、人材不足という課題を抱えています。このことに対し、県としての現状認識と、どのようなアプローチで課題解決に取り組んでいるのか、取組状況についてお聞かせください。

次に、情報化の波に視覚障がい者が取り残されることのないよう、情報ア

クセシビリティーの向上への対応としてどのような取組を進めているのか、お聞かせください。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、視覚障がい者の方の社会参加に向けたガイドヘルパーの人材確保と情報アクセシビリティーの向上について、2点御質問いただきました。

県では、障がいのある方の自立・社会参加に向け、令和6年に策定したみえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、障がい福祉人材の育成・確保や情報アクセシビリティーの向上などの取組を総合的に推進しております。

御質問のありました同行援護は、ガイドヘルパーが、視覚に障がいのある方の外出を支え、移動時の情報提供や介助を行う障がい福祉サービスで、今後、需要の増加も見込まれる中、視覚障がい者団体の皆様からは、ガイドヘルパーが不足しているとの声を伺っております。

令和7年10月現在、県内では66の事業所が同行援護のサービスを提供しておりますが、事業所からは、ガイドヘルパーの確保に当たり、専門研修の受講が必要であることや視覚障がい者支援に特有の知識・技術が求められることから、人材確保に課題があるというふうに伺っております。

このため県では、ガイドヘルパーの養成を進めるため、研修を実施する指定事業者の拡充やサービス提供事業所等への研修情報の周知など、受講の促進を図っているところです。

研修修了者は増加傾向にあり、引き続き、市町や三重県視覚障害者協会等と連携して、ガイドヘルパーの役割や重要性についての普及啓発を図るとともに、研修の受講を促進してまいります。

また、ガイドヘルパーの確保には、サービス提供事業所を増やしていく必要がありますが、地域によっては利用者が点在し、移動時間が長くなるため、事業運営上の採算性が確保しにくいといった課題も伺っております。

今後、国に対して、報酬単価の引上げや地域事情を踏まえた加算の拡充などを検討いただくよう要望してまいります。

次に、情報アクセシビリティについてでございますが、視覚に障がいのある方が情報を得るためには、音声読み上げや点字、文字の拡大や色の調整、スマートフォンなどのＩＣＴ機器の活用等多様な手段があり、個々の障がいの特性や程度に応じて情報を得やすい環境を整備することが重要であるというふうに考えております。

このため県としましては、三重県視覚障害者支援センターにおいて、点訳・音訳奉仕員の養成やＩＣＴに関する相談支援を進めております。また、情報発信について、文字の大きさや色遣い、音声コードの活用など、誰もが分かりやすいポイントをまとめたガイドラインを作成し、県や市町職員向けの研修、大学での講義に活用するなど、普及啓発に取り組んでおります。

県の行政情報の提供に当たりましては、各担当部局において取り組んでおり、県の広報紙、県政だよりみえの音声版、声の三重県だよりや点字版を発行しているほか、県公式ホームページでは、音声読み上げソフトへの対応など、ウェブアクセシビリティに配慮した、誰もが利用しやすいページを提供しております。

さらには、本年６月には、視覚障がい者には色分けで危険度を示す一般的な災害ハザードマップは分かりにくいとの声に対応し、現在地の災害リスクなどの情報をスマートフォンの音声で知らせる耳で聴くハザードマップのサービスを導入したところです。

引き続き、庁内関係部局をはじめ、市町や関係団体等と連携を図りながら、誰もが分かりやすい情報の提供に努めてまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁ありがとうございました。

先日、情報アクセシビリティに関する先進的な取組として、山形美術館で、スペイン発の視覚障がい者の支援アプリ、ナビレンスを活用した社会実験が行われているという報道に触れました。これは視覚障がい者がスマートフォンのアプリでナビレンスコードという特殊な二次元コードを読み取ることで、作品の詳細や展示場所などの音声情報を得られるという画期的な内容

でした。ぜひとも三重県の美術館でも御採用を願いたいなと、そんなふうに思います。

こうした先進事例も参考にしながら、視覚障がい者の方が情報から取り残されることがないように、一層情報アクセシビリティの向上に取り組んでいただくことを期待いたします。

続きまして、視覚障がい者の方に関する職域拡大について質問をさせていただきます。

視覚障がい者の職域拡大は、共生社会を実現する上で重要な課題です。県には、市町や民間企業の模範となるべく、率先して視覚障がい者の採用を推進し、また、誰もが能力を発揮できる働きやすい環境を整備していただきたいと考えています。

つきましては、視覚障がい者の県職員への採用についての考え方、また、採用後の継続勤務に向けた、視覚障がい者個人の特性に応じた機器の導入や介助者による業務支援など、具体的な環境整備の取組状況についても伺いたいと思います。

○総務部長（後田和也） 県の中での視覚障がい者の採用について御質問をいただきました。

本県では、障がいのある方を対象とした選考試験を実施してきておるところでございますが、視覚障がい者の方々の受験に際しましては、平成24年度から点字または拡大読書器による受験を可能とするとともに、平成28年度には、受験に際して音声パソコンが使用できるようにいたしました。加えて、令和3年度からは、矯正視力が一定数値以下の方やこれに相当する視野狭窄等の方を対象に試験時間を延長するなど、視覚障がい者の方が受験しやすい環境整備を進めているところでございます。

また、勤務に当たりましては、従事可能な業務内容や業務従事方法等について詳細に聞き取った上で、それぞれの特性に応じて配属を検討するとともに、継続的に職場環境整備に関する要望等を本人から聞かせていただきながら、機器の整備等もいたしまして、勤務が継続できるようなサポート体制を

整えているようなところでございます。

引き続き、視覚障がい者の方々が安心して活躍いただけるよう、それぞれの特性に応じた職場環境の提供や柔軟な勤務形態の整備に向けて検証を重ねながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁ありがとうございました。

県の取組が、県全体の職域拡大を牽引し、視覚障がい者が意欲を持って働き続けられる環境づくりが推進されることを要望いたします。

それでは、次に、認知症施策の推進について伺いをいたします。

急速な高齢化が進む中、全国の認知症の人の数は増加をしております。三重県におきましても、令和5年の認知症高齢者数は約6.9万人、軽度認知障がい者は約8.2万人と推計され、その合計は約15万人となり、高齢者の約3.5人に1人が認知症またはその予備軍になると推計されます。

こうした状況の中、令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

この共生社会の実現に向けて、県においても、認知症の当事者やその家族の意見をしっかりと聞き取った上で、認知症施策を推進していくための計画を策定する必要があると考えます。

また、認知症バリアフリーの推進に向けて、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組について、2022年3月から認知症バリアフリー宣言制度が開始されました。

県におきましては、県内の企業や団体に働きかけ、認知症バリアフリー宣言を行う企業や団体数を増やすなど、認知症バリアフリーの推進に取り組む必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。

県では、どのような認知症施策推進計画を策定し、中でも、認知症バリア

フリーの推進に向けて、どのように取り組んでいくのか。また、計画の策定に当たっては、認知症の当事者や家族の意見をどのような方法で聞き取ったのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、認知症施策の推進について御答弁を申し上げます。

本県では、本年度、認知症施策推進計画の策定を進めております。これは令和6年1月に施行されました認知症基本法の理念や国の基本計画を踏まえまして、計画期間を令和8年度から5年間といたしまして、介護保険事業支援計画等の既存の計画との整合性を図りつつ、策定を進めているものでございます。

この計画におきましては、認知症があってもなくても、県民一人ひとりが相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現する、このことを目標にして定めているものでございます。

目標の実現に向けましては、認知症の人に関する県民の理解の増進や認知症の人の社会参加の機会の確保等、七つを施策の柱といたしまして、認知症施策に取り組んでいくこととしております。

そこで、議員のほうから御質問いただきましたバリアフリーの推進でございますが、その柱の一つに、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、これを掲げておりまして、例えば、具体的には、先ほど議員もおっしゃいました認知症バリアフリー宣言、これは企業や公的団体が従業員に対する認知症の理解促進、あるいは介護離職の防止に取り組むことを宣言するものでございますけれども、そうした企業等を増やすための普及啓発をしていきたいと考えております。

また、認知症の当事者家族の意見聴取につきましては、この計画の策定に当たりまして、認知症の御本人、あるいは家族、あるいは医療従事者等の意見を反映するために、認知症に関する意識調査を今年度実施いたしました。

特に、認知症の御本人の聞き取りにつきましては、ふだんから接している介護職員等に行っていただくなど、丁寧な聞き取りに努めてまいったところでございます。例えば、認知症への偏見をなくしてほしいといった御要望がありましたので、県民や企業に対する普及啓発を推進し、認知症に対する正しい知識と理解の浸透を図ることを計画に反映しています。

今後でございますけれども、パブリックコメントを実施した上で、有識者会議において協議を行いまして、最終案を議会にもお示ししながら、今年度中の策定を目指していきたいと考えております。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） ぜひとも推進方、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次に、斎宮跡の世界遺産登録に向けての取組について御質問申し上げます。

現在、国内の動きを見てまいりますと、滋賀県の彦根城と奈良県の飛鳥・藤原の宮都を世界文化遺産に推薦するための調整を進めていると聞いています。

このような両県の登録に向けた動きに合わせて、神宮とも関係が深く、国史跡であります斎宮跡を世界遺産に登録したいという強い思いを持っています。特に、斎宮はほかに類例のない古代の国家祭祀の場であるだけでなく、多くの古代文学作品に登場するなど、日本のアイデンティティーや伝統文化の形成に大きな影響を与えてきました。この関係を背景に、斎宮跡を世界遺産に登録することができれば、非常に大きなインパクトがあると信じています。

世界遺産に対する国内外の関心は高く、登録されることで多くの注目を集めることは間違いありません。その効果は、持続可能な観光にとっても非常に重要であります。

令和15年の式年遷宮を見据え、斎宮跡の世界遺産登録に向けた取組を進めることは、地域の誇りを高めるとともに、国際的な文化遺産としての位置づけを強化するためにも、ぜひ実現させるべきだと私は思っています。

斎宮跡の世界遺産登録に向けてどのような手続が必要なのか、併せてその考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、斎宮跡の世界遺産登録について答弁させていただきます。

斎宮跡は、古代から中世にかけて、天皇の名代として伊勢神宮に仕えた未婚の皇女・斎王の宮殿及び役所跡です。最盛期には500人以上が勤める日本最大級の地方機関であるとともに、祭礼に関わる出土品が大量に確認されたことから、昭和54年に国の史跡に指定され、平成21年には、史跡内の出土品が重要文化財に指定されています。

斎宮は、古代から中世における国家の祭礼行事を考える上で重要であるだけでなく、伊勢物語や源氏物語など、王朝文化にも大きな影響を与えました。そのような史跡が本県に存在することは、非常に意義深いものであると認識しています。

現在、日本において、世界遺産は、文化遺産が21件、自然遺産が5件登録されています。本県では、平成16年に、三重、奈良、和歌山の3県にわたる世界遺産として紀伊山地の霊場と参詣道、いわゆる熊野古道が登録されています。

世界遺産登録の手続については、まず、国の文化財の指定や登録を受けた後に、国の世界遺産暫定一覧表に掲載され、国からユネスコに推薦書が提出される必要があります。その後、ユネスコの諮問機関の現地調査や勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会で登録が決定されるということになります。

ただし、世界遺産登録に係る近年の文化庁の方針ですけれども、単独の文化財のみでの推薦は行わないこととされています。そのため、世界遺産を目指すには、他県の文化財も含めた幅広い視野で複数の文化財をグループ化し、新たな歴史性や本質的な価値を学術的に示す必要がございます。

斎宮跡は、歴史的にも伊勢神宮と関わりの深い、貴重な史跡であることは言うまでもありませんが、このように単独で世界遺産登録を目指すのは難し

く、また、他県と連携することも簡単ではありません。国や他県の動向をしっかりと注視しまして、今後の可能性も含めて、世界遺産登録についての情報収集に努めてまいりたいと考えております。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁いただきました。

かつて、私は伊勢神宮の世界遺産登録も提案したことがありますけれども、なかなか難しいということでございまして、今、教育長からる手続の話がございました。それも十分承知をしております。

しかしながら、斎宮の歴史や文化について理解が深まることで、次世代への教育的な意義も大きいと思いますので、そういった観点で、またいろんな形で御支援願いたいと思います。

それでは、最後に、畜産業の振興についてお聞かせ願いたいと思います。

本県の畜産業の状況について見てみますと、令和5年の産出額は584億円で、全体の1218億円の約48%を占め、品目では1位となっています。生産状況については、肉用牛において、経営体数は平成27年の185件から令和7年は134件と10年間で約72%に減少、一方で、経営規模は1経営体当たり平成27年の約146頭から令和7年には約228頭と10年間で約156%となり、年々拡大してきており、他の経営体でも同様の傾向が見られ、大規模な企業的な経営体が多く見られてきています。

しかしながら、近年の物価高騰によりまして、効率的な経営に取り組んできた畜産経営体においても、経営が非常に危機的状況にあるという声を聞いています。特に、多くを輸入に頼っている飼料価格の高騰によります影響が重くのしかかっております。

県では、令和4年度から令和6年度にかけて独自の対策を実施していただきましたが、飼料価格の高止まりの状況が続いていることから、引き続きの支援を望む声があるところであります。

また、飼料の安定供給に向けて、県内の飼料自給率を向上させていく必要があると考えるところであります。

そこでお伺いします。

飼料価格の高止まりの状況が続く中、畜産経営の継続に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

〔枡屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枡屋典子） それでは、飼料価格高止まりの中での畜産経営継続に向けての取組についてお答えいたします。

家畜飼料の多くは海外に依存しておりまして、国際情勢、円安などにより、飼料価格が高騰しておりまして、畜産経営が大きな影響を受けております。

今後も持続的で安定した畜産経営を実現するためには、国産飼料の生産・利用の拡大を通じた自給率の向上が課題となっております。

このため、県では自給飼料の増産に向けまして、家畜用の稲や飼料用トウモロコシの生産拡大を進めるとともに、国の事業等を活用して収穫用機械などの導入を支援しております。

また、食品製造過程で発生するビールかすなどの副産物の家畜飼料への利用促進にも取り組んでおりまして、飼料購入費の削減に加え、伊勢あかりのぼーくなど、新たなブランドづくりにもつながっているところでございます。

一方で、現在の飼料価格は、令和2年度と比べますと4割程度上昇して、高止まりしている状態が続いております。

国においては、配合飼料の輸入原料価格が直近1年間の平均価格を上回った場合に、その価格差を補填する制度が措置されておりますが、複数年にわたる高止まりで補填金が十分に交付されない状況となっております。

また、牧草などの粗飼料については、補填制度が整備されておられません。

このため、県では、今年11月の国への提言におきまして、飼料価格が高止まりしているときでも、補填金が十分に交付されるよう制度を見直すことを要望するとともに、県独自の価格高騰対策としまして、配合飼料と粗飼料の購入費の一部に対する支援の実施を予定しているところでございます。

今後も引き続き、畜産協会など関係機関と連携し、畜産農家に対して、経営の安定、効率化に向けたきめ細かなサポートに取り組むとともに、自給飼

料の増産を進め、畜産経営の安定につなげてまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁いただきありがとうございます。

ぜひとも畜産飼料の価格高騰に対する支援、これをぜひお願いしたいと思います。

加えて、先ほどお話もありました、飼料用トウモロコシの生産拡大など、長期的な視点で対策を引き続き進めていただきたいと思います。

次に、畜産経営体への支援体制についてお伺いいたします。

先ほどもお話をさせていただきましたが、畜産経営は大規模化が進み、企業化が進展しています。

このことに伴い、法人経営だとか、省力化・効率化に向けたスマート技術の導入などが進んでいます。

また、昨今の地球規模の気候変動の影響によりまして、高温化への対応だとか、環境に配慮した取組の推進など、新たな課題への対応も求められています。

こうした高度化する経営、技術の革新、環境の変化に対応できるよう、畜産に関する経営や技術に精通し、経営体に寄り添って的確に対応できる県の人材の安定的な確保を求める声が聞かれるところであります。

そこでお伺いいたしますが、刻々と変化する畜産業を取り巻く状況に対する的確な支援体制強化を図るための県の人材確保についてどう考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔枅屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枅屋典子） それでは、畜産経営に対する支援体制強化を図るための県の人材確保についてお答えいたします。

現在、県の畜産担当職員につきましては、農業技師として採用された職員の中から、本人の希望や適性、業務経験等を考慮して配属しているところでございます。

また、これらの職員の人材育成につきましては、職場内研修、いわゆる

○J Tや国の専門研修への参加などを通じた知識の習得に取り組んでいるところでございます。

こうした中、本県の畜産業を一層発展させていくためには、畜産経営の大規模化に伴い高度化する経営課題や、温暖化による暑熱対策などの新たな課題に的確に対応する必要があることから、畜産業に関するより専門的な知識を持つ人材を継続的に確保し、配属後に早くから活躍できる県職員として育成していく必要があるというふうに考えております。

このため、県では、令和8年度職員の採用試験に新たな区分を設け、畜産学を専攻した学生など、専門知識を持った人材を畜産技師として30年ぶりに採用する予定でございます。

また、畜産技師を安定的に採用できるよう、関係学部在籍する大学生に向けた積極的な受験の働きかけを行うこととしております。

こうした新たな取組と併せまして、引き続き、職場内○J Tや国の専門研修への参加などを通して畜産担当職員の人材育成に取り組むとともに、畜産協会など関係団体と連携しながら、畜産経営体に対するきめ細かな支援に努めてまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 来年度から畜産を専門とする職員を採用されるということでありまして、これをきっかけといたしまして、より充実をやっていただきたいと思います。

次に、家畜伝染病への対応ということで、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の蔓延防止に向けた体制整備に向けてどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

〔枅屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枅屋典子） 家畜伝染病の蔓延防止に向けての取組についてお答えいたします。

本県では、平成23年度の高病原性鳥インフルエンザ、あるいは令和3年の豚熱の事例を最後に、幸いなことに農場での家畜伝染病の発生は見られてお

りませんが、いつ発生してもおかしくない、予断を許さない状況は続いております。

このため、農場へのウイルスの侵入防止のために、家畜保健衛生所が中心となりまして、農場に対し、消毒や小動物の侵入防止対策の徹底など、飼養衛生管理基準の遵守を指導しております。

また、豚熱につきましては、飼っている豚へのワクチンの効果的な接種を指導していたり、それから野生イノシシ対策として、猟友会や市町と連携し、経口ワクチンの散布、捕獲強化などに取り組んでいるところでございます。

また、万一の発生に備えまして、これまで自衛隊の協力を得ておりましたが、令和7年2月に農林水産省からの通知がございまして、原則、自衛隊への派遣要請は行わず、民間事業者を活用して防疫作業を行うよう通知がありました。

このため、県では、防疫作業時に迅速かつ円滑に民間事業者の協力が得られるよう、現在、他県での発生事例で実績がある民間事業者2社と、協定の締結に向けた手続を進めているところでございます。

今後も引き続き、家畜伝染病の発生予防に向けた取組を進めるとともに、万一の発生に備えた万全の体制の構築に努めてまいります。

〔46番 中川正美議員登壇〕

○46番（中川正美） 御答弁をいただきました。

今年もこれまでに4道県、6農場で、高病原性鳥インフルエンザが発生しており、予断を許さない状況でありますし、また、先ほどもお話がありましたけれども、養豚業に大きな影響を及ぼす豚熱、北海道を除き全国で飼育豚へのワクチン接種が行われているところであります。発生が収まっていない状況でありますので、的確に対応していただきたいと、こんなふうに思います。

本県では発生しておりませんが、口蹄疫、これは平成22年に宮崎県で発生し、大きな話題となりました。その発生農場で行われた全頭殺処分の様子を伺ったのでありますが、この殺処分は注射で投与するわけなんです、

通常は、牛に注射しますと1本で終わってしまうんですけども、子牛を持つ親は、2本、3本打っても死なないと、こういう状況なんです。子牛が死んだ後、親牛は死ぬという状況でございまして、ある意味で人間と牛というんでしょうか、そういった家畜も相共通するのではないかなと、こんなふうに思わせていただいて、こういったことを聞きますと、改めて命の大切さ、それを頂くことへの感謝を忘れてはいけないなと、そんなふうに思うわけでありまして、家畜伝染病の発生は、そのつながりを有無を言わずに断ち切ってしまうということでもあります。こうしたことのないよう、家畜伝染病の蔓延防止に向けた取組をさらに進めていただくとともに、発生したら全頭殺処分という対応を少しでも変えていけるよう、減らしていけるよう、国との連携も進めていただきたいと思います。

以上を申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

この1年間もうあと僅かと冒頭申し上げましたが、知事はじめ執行部の皆さん方にはいろんな形で御支援いただきました。どうぞ今年を振り返って、来年がよき年であることを心から御祈念申し上げまして、また、1月の4日か5日かは分かりませんが、新しい、高市総理が神宮参拝にお越しになるということで、心から御歓迎を申し上げたいなと、そのことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

誠にありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。40番 舟橋裕幸議員。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○40番（舟橋裕幸） 津市選挙区選出、新政みえの舟橋裕幸でございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきますが、まず、私たちの同僚でありました平畑武議員がお亡くなりになりました。私のほうからも心から御冥福をお祈りしたいと思います。

加えて、今定例会会議には、全国都道府県議会議長会から在職30年の表彰を賜りました。感謝申し上げますとともに、今まで御支援いただいたり、御指導いただいた皆さんに感謝を申し上げながら、今回、質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、1点目の平和政策について伺いをいたします。

先日、世古議員も平和政策について御質問されましたが、改めて私のほうからも聞かせていただきたいと思います。

平成7年、私と県議会議員同期の中村進一元議員が、平和運動をライフワークとして、当選前は労働組合運動の中で、当選後は議員の重点活動として取り組んできました。議員引退後も、今も平和紙芝居を各地で行い、平和運動を草の根的に実践しています。

その中村元議員が1期目のとき、平和政策について聞きたいということを執行部に申し上げましたら、県の執行部は、どの部が対応するんやと言うてばたばたしていたのを記憶しています。つまり、その頃は平和政策ってあったんだろうかという気がいたしています。

質問を契機に、今は政策企画部が所管し、その後、平和に向けた取組も予算化されてきました。十分とは言えませんが、継続的に取り組まれたことに対しては敬意を表したいと思います。

さて、本年は戦後80年です。そして、本年のキーワードは語り継ぐです。

8月の全国戦没者追悼式で、天皇陛下は戦中・戦後の苦難を今後とも語り継ぎと述べられ、また、石破首相は、悲痛な戦争の記憶と不戦に対する決然たる誓いを世代を超えて継承すると述べています。

終戦の日から80年が過ぎても、戦火におびえ、死を悲しみ、不安の中にあつた人々の記憶は残り続けます。

一方、戦時を語ることができる人が少なくなり、継承の必要性が説かれています。

アメリカと日本が戦争したことを知らない若者がいたり、沖縄ひめゆり部隊を扱った映画「ひめゆり」のチラシを見て、これ、ホラー映画ですかと質問をした若い教師がいたそうです。

時代は変わっています。戦争は若者にとって他人事になりつつあります。等身大のリアルを体験し、自分事にしていかないと記憶は伝承されません。今を生きる私たちは、二度と同じ過ちを繰り返さないように、過去から学び、平和の尊さについて考え、平和な社会を後世へと引き継いでいく義務があります。

私は、三重県の戦後80年事業である平和のつどい、津市での第37回津平和のための戦争展、松阪市での平和の集い、伊勢市での非核・平和第46回空襲展に参加しました。加えて、11月17日、沖縄にて改修された三重の塔での戦没者慰霊式にも参列してまいりました。

人間の記憶は、意識的に刻まなければ薄れていきます。三重県戦後80年事業、平和のつどいにおいて、次の世代につなぐために、紺野美沙子さんは、何があつたか知ること、行動すること、亀井カノンさんは、経験者の話を聞き、伝えてほしいと言っています。

知事は、9月定例会合議にて、戦争の悲惨さ、平和と命の尊さを次世代に語り継ぐ取組を今後も継続していきますと述べています。これからの10年は、語り継ぐための最も大切な10年であります。県として、今後10年間に於いて語り継ぐためにどのような姿勢で取り組まれるのか、知事にお伺いをします。

次に、教育長にお伺いをいたします。

教育委員会には、平和教育、主権者教育のための次代を担う社会の担い手育成支援事業があります。

令和6年度に新設されましたが、平和教育は実施されませんでした。ようやく本年度は、戦後80年でもあり、予算も倍増され、高校生が戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、紛争地域に暮らす同年代の海外の学生などとの交流などのワークショップの実施等が行われると聞いています。

日本の将来を担う高校生などに対する平和教育は大変重要と考えますが、戦後80年の本年のみならず、今後も継続的に高校生や中学生などを対象に平和教育に注力すべきと考えますが、教育長にお考えをお伺いします。

また、行政や民間団体が行う戦争、平和に関するイベントや学習会など、高校生などの参加を促すための取組や、また、情報の発信をしていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員にも参加いただきました11月17日の沖縄の三重の塔の慰霊行事であります、そのときは雨が降っておりました。

そうした雨の慰霊ということで思い出するのが2016年、平成28年の現在の上皇皇后陛下が天皇皇后両陛下であられたときのフィリピン・カリラヤでの雨の中の慰霊の旅であります。なぜ天皇皇后両陛下が慰霊の旅をしなければいけないかということに、我々は思いを致さなければいけないのではないかと考えております。

かつての日本は、遅れてきた植民地経営を軸とする帝国主義国家でありまして、その結果、戦争に突き進み、約300万人の同胞の命を失わせ、アジアの国々に大変な御迷惑をかけました。

そうした戦争に踏み出していったのはなぜなのか。一億総ざんげという言葉があります。私はそれはそうではないと思います。当時の指導者が戦争、これを選択したというのは紛れもない事実であろうと思っています。政党政治の自殺行為と言われた統帥権の干犯、軍部大臣現役武官制を選択したのは、当時の内閣、そして政党であります。また、メディアの責任もあったらうと

思います。

そうした歴史をきちんと語り継いでいくこと、特に若い人になぜそんなことが起こったのかということを語り継いでいくことが最も重要です。そのためには、戦争を経験した人の声、思い、現実の声、そして塗炭の苦しみをなめられた方々の思いを伝えていく必要があろうかと思っています。

今年は戦後80年の節目であります、私は80年の節目、それで一旦区切りをつけていいものだと思っています。81年も82年も83年も、ずっと我々は考えていけないといけないのではないかと思います。

令和6年度には、予算を執行する形で、県内の戦争体験者12人の方にインタビューを実施し、アーカイブという形で残しています。これを残していくのが、実際に戦争を経験された方々が亡くなっていく中では重要なことかと思ひますし、また、今年の8月に行われました平和のつどい、そこでも、子どもたちにも参加をしてもらって、中学生による平和に関する楽曲の合唱もありました。また、高校生の活動発表もありました。さらには、8月の末に三重県と広島県の高校生による活動発表会もありました。なぜ戦争に突き進まなければいけなかったのか、それを止められなかった理由は何なのか。そして、戦争を一旦起こしてしまうと国民がどんな苦しみを味わい、さらには、戦争のときに生まれていなかった我々も他国から非難をされる、そういうことを経験することが重要だと思います。

令和5年度には、平和啓発の予算は60万円でありましたが、中村前議員からのお話もあり、平和の継承、啓発、これが重要だということで、予算を約10倍に増やし、629万円余が令和6年度、令和7年度が700万円余の予算でありました。きちんと次世代に戦争の悲惨さをつないでいくことが現在我々の世代に課せられた最大の使命であると思っています。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、高校生への平和教育について答弁させていただきます。

戦後80年が経過し、戦争の記憶の風化が課題となる中、その悲惨さと平和

の価値を次世代へ継承することが急務です。特に、高校生が体験談や戦争史跡から学んだことを自らの言葉で語り継ぐことは、未来の平和構築に不可欠であります。県教育委員会では、生徒が平和について主体的に学び、考え、行動する力を育むため、平和教育を積極的に推進しています。

これ、平和教育に大変大切なことですので、まず、授業の中で、平和の学びを全ての生徒に徹底しています。具体的に申し上げますと、全ての高校生が必修科目であります歴史総合と公共の授業において、平和に関する多角的な学習を行っています。まず、歴史総合、これは令和4年度に新しく教科になったものなんですけれども、近・現代史を扱っておりまして、この中で、戦争に至る歴史的経緯や国民生活への影響を学んでいます。また、公共では、日本国憲法の平和主義や国際社会における役割などについて学習しています。

次に重要なのは、修学旅行です。県立高校の修学旅行で広島、長崎、沖縄を訪問しているところが多いんですけれども、今、ここ、増えておりまして、約7割が行っています。そこへ行くと、平和学習がテーマとなります。

修学旅行では、現地での戦争遺跡見学や戦争体験の伝承者による講話を拝聴するだけではなくて、事前学習で調査活動も行っておりますし、事後活動で討議なども行っております。こうしたものを組み合わせまして、体験を一過性のものとせず、継続的な学びへと深められるよう工夫して取り組んでいます。

さらに、総合的な探究の時間を活用しまして、生徒が戦争や平和をテーマに主体的な調査・発表を行うなど、各校で特色ある取組も展開されています。

これらの学習を通して、生徒が戦争の悲惨さと命の尊さを深く理解し、平和な社会を築く担い手としての意識を育んでいます。

こうした校内での学びに加えまして、県内各地で開催される戦争や平和に関する行事にも高校生が参加しています。

本年8月、3回にわたり県教育委員会が主催した戦後80年事業には、県立高校16校から延べ127名の生徒が参加いたしまして、戦争体験を継承するにはなどのテーマで活発な議論を交わしました。参加生徒からは、平和の大切

さを発信するのは私たち高校生の役目だ。平和はもろく、私たちが守り育てなければならないといった深い学びの声が寄せられました。

また、県主催の戦後80年平和のつどいや平和に関する企画展、津市主催の津平和のための戦争展などでは、生徒が研究成果の発表や討論、司会運営を担っておりまして、こうした経験は、自らの考えを社会に問い、平和構築への参画意識と行動力を育む貴重な機会となっています。

今後ですけれども、日々の授業内容をしっかり充実させるということが大切ですし、それから地域から案内のある平和事業については、情報を生徒へ積極的に提供しまして参加を促すなど、生徒が平和の担い手として主体的に考え行動する力を育むことができるよう、平和教育を一層推進してまいります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

語り継ぐというキーワードのその先にあることは、やっぱり残すことだと思うんです。一つは、先ほどアーカイブの話が出ましたが、やっぱりその当時のことをきちっと記録に残しておく。そして、もう一つはやっぱり今生きている我々が記憶に残す。その二つを大切にすることの様々な施策なりをこれから続けていってほしいと思いますし、私がお願いした継続的にということで、知事のほうから、81年も82年も83年もとおっしゃっていただいて、継続的な取組、要は80年が打ち上げ花火で終わったということでないようにお願いしたいなと思います。

沖縄の戦没者の慰霊式に行った前日に、実はひめゆりの塔に行きました。同じく高校生が修学旅行で一緒に入りました。彼女や彼ら、ひめゆり部隊の手記を、本当に一生懸命読んでいました。それを見ますと、やっぱりああいふ経験というのは恐らく一生残るんだろうなと思いますので、いろんな教育の場で平和教育を引き続きお願いしたいなというふうに思います。

それでは、エアポートライン、知事、やりましょうか。ごめんなさい、その前に、戦争遺跡についてお伺いします。ちょっと勇み足でした。

戦争遺跡とは、戦争に関する歴史的な出来事を伝える遺構や建造物を言い、戦争の記憶や戦争の悲惨さを後世に伝える役割を担っています。

有名な戦争遺跡として、広島の実爆ドームや長野県の松代大本営地下壕などがありますが、三重県においても鈴鹿市にあった海軍の兵器製造工場、海軍工廠をはじめ、様々な戦争遺跡が存在し、当時のリアルな記憶を後世に伝える役割を果たしています。

戦後80年が経過し、人の記憶が希薄になるとともに、戦争遺跡も老朽化や開発による撤去など、私たちの前から消え去ろうとしています。

政府も戦争遺跡の調査、保存に向けて動き始めたようですが、三重県としても同様の取組が必要と考えます。

そこで、戦争遺跡の調査や指定、保存などに対する県の取組についてお伺いします。

また、重要な戦争遺跡については、文化財とすることができないのでしょうか、お伺いをいたします。

加えて、戦争遺跡を学校における平和教育の教材として活用してはいかがでしょうか、お伺いします。

続けて、戦争アーカイブ、先ほどの話で出ましたけれども、将来に語り継ぐために、戦争体験者のインタビューなどの映像や戦時及び終戦時における写真などを残すとともに、ネットで簡単に見られる環境が大事だと考えます。

そこで、県のホームページからたどり着けなかなと考えました。（パネルを示す）これ、県のトップページです。ここの一番左端、丸く書いてあるところの暮らし・環境を当てますと、その下の九つの項目が出てきます。しかし、その中には平和という言葉は出てきません。ようやく人権・男女共同参画・NPOというのが、次に、暮らし・環境をクリックすると出てきます九つの課題で、（パネルを示す）その中に、真ん中、赤で囲ったところの人権・男女共同参画・NPOの何段目かに平和啓発というのが出てきて、これをクリックするとようやく先ほどのアーカイブのほうにたどり着くわけでございます。非常に分かりにくい。ですから、少し改善を求めていると思

います。

一つは、人権・男女共同参画・NPOから入りますので、ここに平和の文字を入れていただきたいと思いますし、また、人権・男女共同参画・NPOのこのフォルダに、平和啓発だけではなく、戦争の記録というのを独立併記させてはどうかというふうに思います。

もう一つは、この資料の下の方に赤くぼつんと書いてあるのが、読みにくいですが、これ、70周年の記録がここに出てくるんですね。もう既に80周年が終わろうとするときに、まだ更新されずにこの状態であるというのは、問題ではないでしょうか。

以上、3点についての改善をお聞きしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、戦争遺跡の保存・活用について答弁させていただきます。

近年、全国的に近代遺跡の保護の必要性が高まっていることや、戦後80年を迎え戦争遺跡についての関心が高まっていることから、県教育委員会では、戦争遺跡の現状を把握するため、市町に対しまして今年8月に照会を行いまして、12月19日を期限として回答を求めるとともに、これらの取扱いについて今、検討しているところです。

戦争遺跡は、戦場・陣地跡などの土地に関するものや基地・軍事工場跡などの建造物、被弾跡などの痕跡、鉄かぶとや手記などの遺物といった多岐にわたる種類のものが存在します。そのため、それぞれを分類し、適切な保護方針を考えていく必要があります。

中でも、消失の可能性の高い土地、建造物に関わる戦争遺跡は、民間団体の調査によりますと、県内に100件以上あるとされておりまして、これらの実態を把握し、取扱い方針を策定する必要があります。

一方、戦争遺跡については、国が明確な定義や保護制度を示していないこと、それから、その大半が民間の所有地にあること、そして建造物などを公開活用するためには、耐震補強などの対策が必要になること、つまり費用が

かかるということです。こうした保護や活動に係る維持管理方法、費用負担の在り方に大きな課題があります。

県教育委員会では、戦争遺跡の保護について、市町の意向や有識者の意見を参考にしながら慎重に議論を行いまして、令和8年度中の保護方針の策定を目指しています。

なお、戦争遺跡を文化財とするということについてですけれども、文化庁が近年、近代化遺産の指定や登録を推進しておりまして、重要な戦争遺跡を史跡指定や国の有形文化財に登録することも可能と考えられます。それには所有者の同意とか、十分な価値の証明が必要となります。

それから、戦争遺跡を平和学習の教材に活用することについてですが、戦争遺跡の保護につながっていくものと考えますので、学校において、多くの文化財が郷土学習に活用されているように、戦争遺跡も平和学習に活用されるよう、市町と共に検討してまいります。

〔長崎禎和政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、私のほうからは、県ホームページにおける戦争アーカイブへのアクセスの改善と情報の整理につきまして御答弁申し上げます。

県では、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に語り継いでいけるよう、平和啓発のホームページなどで戦争や平和に関する情報発信を行っております。

現在、若い世代をはじめとする県民の皆様が見やすく、情報にアクセスしやすいよう、平和啓発のホームページを改良しており、順次公開しているところでございます。

引き続き、県のトップページからのアクセスのしやすさや情報の更新、分かりやすい構成も含めまして、多くの県民の皆様にご覧、活用していただけるよう、年度内にリニューアルを完成させ、今後も継続して情報を更新、充実させてまいりたいと考えております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 冒頭の残すというキーワードの一環としても、戦争遺跡は大切ですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。来年度の予算に向けて、ホームページのリニューアルというのは聞いておりますから、私が申し上げた内容についても検討いただけたらと思います。

それでは、お待たせをしました。津市海上アクセス運航事業への支援について伺います。

私は、津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ海上アクセス運航事業、津エアポートラインへの支援について、昨年12月の本会議にて質問しました。

前は、三重県における地方空港建設に向けた議論経過を長々とお話し、中部国際空港を三重県の空港と位置づけ、三重県と世界を結ぶ県内唯一の玄関口足るために海上アクセス運航事業継続への支援を要望しました。

知事は、海上アクセスの重要性を鑑みて、平成16年、船舶建造の補助2億1000万円や海上アクセスが停泊するための岸壁整備を含めた港湾整備などの支援を行ってきたとし、交通ネットワークの赤字への補助は、生活路線以外は難しいとの答えでありました。

そのときに、私は最後に、運航開始から20年が経過し、船舶の更新時期が近いことも頭に入れておいてくださいということを申し上げました。

そして、今、その心配が現実のものとなっています。

本年5月、2隻の高速船のうち、フェニックスのエンジンが故障し、航行不能となりました。

公設民営の事業でありますから、高速船の所有者は津市であります。津市は、修理を前提に検討しましたが、多額の修繕費用と長期の修理期間が必要となるため、新たな船を建造する方針を決定しました。当面、津エアポートラインが代替船をリースして、年末頃より新ダイヤで運航を予定しているようですけれども、代替船は単胴船であり、欠航のリスクも高く、航海速度も遅いため、従来のダイヤどおりの運航は難しいとのことでもあります。

そこで、津市は、新造船に向けて検討会を立ち上げ、船の規模や効率的な運航体制の検討に入ると伺っています。

加えて、国と県への財政支援を求めています。

そこで、まず、三重県における津エアポートラインの公共交通や観光政策上の役割や位置づけについてお伺いします。

昨年の私の質問に際し、当時の地域連携・交通部長は、三重県地域公共交通計画で、海上アクセスは広域航路の一つとして国内外からの観光客や交流等の面で重要な役割を担っており、本県にとっても必要な交通ネットワークであると認識しているとの答弁でした。

津エアポートラインの利用者は、市内が40％程度である一方、市外の県内利用者が50％程度と、まさに県における広域航路であり、三重県中南勢地域県民の唯一の海上航路と言えます。

また、観光立県を目指す県にとって、インバウンド誘客を含め、県外からの観光客を取り込む上でも極めて重要な航路であります。

開設当初、複数の海上アクセス運航事業がありましたが、今や津エアポートラインのみであります。津エアポートラインを取り巻く環境は、開設当初と比べ大きく変化をしました。

こうした経過と現状を鑑みた際、津エアポートラインは、地方空港を持たない県の観光政策を支える公共交通の重要な拠点航路と考えますが、まず、知事の御所見をお伺いします。

次に、10月22日、新たな船舶の建造への支援について、津市長から知事に対して県政要望を行った際、公設民営の考えの下、県は周辺道路等の整備を担うことを決めた当初の合意を変える場合は、県民に説明するためのそれなりの理由が必要と回答したと報道がありました。

この発言には二つのキーワードがあります。当初の合意、それと、それなりの理屈であります。

そこで、当初の合意とはどのような内容かお伺いします。

また、三重県と津市との協定書とか、覚書などの合意文書が存在するのでしょうか。

次に、それなりの理屈とは、どのような条件が整えば県民に説明できるか、

お伺いをします。

知事が関西本線に係り述べた観光誘客と地域交通活性化の両面からの取組を進めていきますとの具体例の最たるものではないかと思っています。

中南勢地域の県民の多くが利用する県内唯一の中部国際空港への重要な海上アクセスとするならば、伊勢鉄道並みとは言いませんけれども、一定の県の支援があっても県民の理解は得られるものと私は考えています。できない理由を並べるのではなく、県は積極的に関わるべきだと思っておりますが、以上、お伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 関西本線の例をお出しになられましたけれども、県が投入する予算というのは、例えば、今回の津エアポートラインもそうですが、当初、かなりの予算を投入しております。これを投入することによって、ほかの地域の交通に対する予算は減額せざるを得ないというような状況も出てくる可能性があると思っております。

いずれにしても、御答弁申し上げる際には、議員のおっしゃったような、これまでの経緯、これはとても重要だと思いますので、まず、担当部長から答弁をさせます。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） 津市海上アクセスに関する当初の合意と、条件整備についてお答えいたします。

10月に津市長から御要望いただきました際に、航路開設当時になされた二つの合意について、私のほうから言及いたしました。

この合意とは、津市をはじめ、海上アクセスの設置を検討していた複数の市からの要望に応じて、平成12年に県が設置いたしました中部国際空港海上アクセス事業化推進協議会で合意されたものです。

一つ目は、海上アクセス運航事業は、市が設置し、民間事業者が運航する、いわゆる公設民営方式で開設するということ、二つ目は、県は港湾整備や船舶の建造などの航路開設時のインフラ整備への支援と港湾の維持管理を行う

ということです。

インフラ整備への支援に関しまして、県は、当時の合意に基づきまして、航路開設時に港湾改修等の基盤整備や船舶建造への支援を行うとともに、堆積土砂の撤去や港湾施設の修繕といった港湾の維持管理など、総額約23億円の支援を行ってきたところでございます。

この航路開設時の支援の中で、船舶建造への支援に関しまして、県は中部国際空港海上アクセス高速船建造事業費補助金交付要領を制定しております。

なお、先ほど合意文書についてのお尋ねもございましたが、合意文書そのものは確認できておりませんが、先ほど申し上げたこの協議会におきまして、県及び津市を含む関係4市との協議が整ったことにより、この要領が作成され、先ほど述べた県によるインフラ支援が実施されたものと認識しております。

要領に戻ります。

この交付要領では、その補助対象を運航事業開始前の高速船建造整備と規定しております。このことから、今後、津市が整備する船舶については該当しないというふうに考えております。

県内には、鉄道や路線バスなど、県民の生活に密着した生活交通が存在し、県民の日常生活を支えるという観点から、県は支援を行っているところです。

また、本県から中部国際空港へのアクセスには、複数の交通手段も存在し、海上アクセスについては、県域全体ではなく、津市などの中南勢地域の方々の利用が中心となっております。

このように、現在の津市の海上アクセスについては、県民の日常生活を支える交通アクセスではなく、また、利用者也広く県内広域に及ぶものではないことから、県による財政支援については、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

今後、津市による検討状況を注視しながら、県としては、引き続き、当時の合意に基づき、港湾の維持管理等を行うとともに、利用促進の取組を進めてまいります。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 当初の津市との約束は、先ほど地域連携・交通部長が答弁したとおりでございます。

最初、船を購入する場合に県は支援をするということでございまして、次の船の更新について約束はしていないというのが事実でございます。

また、県は、20億円余の県民の税金を港湾の整備に投入しております。そもそも運輸事業というものに関して考えてみますと、輸送するための機器、これは事業の根幹であります。この更新に当たっては、当然、事業の中で減価償却もし、そして費用を積み立てて更新をしていくというのが通常でありまして、多くの民間企業、そして公的企業も、こういった形で更新を行っております。

仮に県が支援をする、支出するとしますと、これ、当然県民の皆さんの、全県民の税金ということを考えていかなければいけないので、仮に特定の地域の住民の交通利便の確保ということであれば、その地域が、鉄道にしてもバスにしても、まずは一義的に責任を負うということになるのではないかなと思っています。

津エアポートラインで言うと、ふだんそのエアポートライン、連絡船を使っていないという人の税金も、その支援をするとなると、そこに充てられるということになりますので、そういった方々の考えにも注意を払わなければいけないと思いますし、また、県議会の皆さんの全体としての意思というのも非常に重要になるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

そうした点につきましては、実はまだ担当部局のほうに、津市役所の担当部局から詳細なお話がないということでございますので、津市がどう考えるのか、市役所の職員がどう考えているのか。例えば、料金設定もあると思います。これ、基本は、運輸事業というのは料金収入で回収していきますので、その料金で更新ができるようにしなきゃいけないというような考え方もあると思いますので、そういった考えをよくお伺いをして、我々としても、県議

会の皆さんとも御相談をし、判断していきたいと考えているところでございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 津市が話をしてきやへんで、まだ先やという話ですけども、最初、総論で、知事からお答えをいただくつもりで発言させてもらいました。せめて去年の地域連携・交通部長の気持ちと同じぐらいの程度は返ってくるかなと思ったけれども、随分後退した答えであつたようなイメージを受けます。ある面では、あんなの津市が勝手にやっておる渡船業やないかと。俺は知らんというような受け止め方をしそうな、私は思ったんですけども。

税金の使い方って、全ての人が受益者になるわけではありませんよね。やっぱり配分するときには、地域的であつたり、また、弱者の人たちであつたりするわけですから、それを全ての受益者と受益を受けない人の理解がないとなかなか回せませんわというのは、これから予算をつくっていく上で、そこまでせんあかんのですかという思いが少しあるわけです。確かに北勢の人は乗りませんよ。乗りませんけれども、それを南の人がたくさん使いますから、船を造ることの補助をしますということについて説明せえというのは、それ、津市がやることじゃなくて、逆に、広域行政を担う役割を持つ県として、県が船を支援しようとしたら、県の役割ではないかなというふうに思います。

それから、もう一つは、前回の部長答弁から随分後退したと言ったら、そうじゃないよとおっしゃいましたので、そうじゃないことと、それから先ほどの県がもう少し広域行政を担う立場として、この問題、説明責任をどう考えてみえるか、知事に聞きます。

○知事（一見勝之） 県の財政支出については、当然県が説明をしなきゃいけないと思っています。そのために、津市がどう考えているのか。そして、県内で御利用されない地域があるかもしれない交通機関に対して、県が新たな税金を投入する必要があるかどうか。そこを我々として検討するための材料

も必要ですし、検討期間も必要だと思っています。

先ほど申し上げましたとおり、まだ津市役所から具体的な方策、考え方について、県の担当部局に来ていないのは事実でありますので、そこをまず待って、我々としては考えていく。県が前のめりになって考えるということではないのではないかと。ほかの地域に大きな影響があることについては、我々はそう考えているところであります。

また、今、御議論で出ていますエアポートラインについては、1点、そこで考えると、一定の地域かもしれませんが、我々にとって利便性の高い交通機関であるのは事実であります。ほかの代替輸送手段も当然あるわけでありまして、例えば、北の人が空港に行くには、マイカーを使われる方もおられると思いますし、それからバス、今は休止中ですけど、これが復活すれば、バスを使われる人もおられると思いますし、また、近鉄、名鉄を乗り継いで鉄路で行かれる方もおいでになると思います。それとの関係で、どういう位置づけなのかというところは考えていけないかなと思っていますところでございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） いつまでも知事と空中戦をやっておっても、あと20分しかありませんので、生川部長に聞きたいんですけども、協議会の取決め、確かに取り決めた公募の3条件、あれについては、民間企業が運航やという話、それから10年はやってくださいよという話、それから赤字補填は行いませんよというのが3条件だったというふうに思うんですよ。これは、船の建造に関しては一切何も触れていないんじゃないでしょうか。

それから、もう一つは、先ほどもおっしゃいました中部国際空港海上アクセス高速船建造事業費補助金交付要領というのを三重県が出していますね。その交付要領を見ますと、中部国際空港海上アクセスルート開設に係る、市が云々かんぬんというふうに書いてあるわけですね。係るというふうに書いてあって、開設するときには一定の補助金を出しまっせと書いてあるんですけども、限りとは書いていないんです。開設に限りならば、もう二度と出しま

せんという理屈になろうかと思いますが、私は文学部じゃないので、そこら辺は分かりませんけれども、この限りと係りという違いを一遍、部長のほうから私に分かりやすく説明してください。

○**地域連携・交通部長（生川哲也）** まず、3条件と船舶の造船費用への支援との関係ですけれども、まず、先ほど申し上げたように、県と空港アクセスを希望されていた関係4市との間で合意した中で、県はいわゆるインフラ、港湾整備とか、そういったものの下地部分の整備を担うと。その中には船舶の建造費用も、言わば初期投資は入っているというところでございまして、そういった意味で3条件とは直接関係があるわけではございませんが、大本の合意のところで、船舶建造との兼ね合いでは一貫性があるものと考えております。

次に、補助金交付要領の文言でございますが、高速船による海上アクセスルートの開設という部分につきましては、私どもの理解ではやはり初期投資による部分だというふうに理解しております、さらに3条では、運航事業開始前に補助対象者が高速船整備に要した工事費という記載もございますので、言わば開設時の1回目のことを言及しているというふうに私は理解しております。

以上です。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○**40番（舟橋裕幸）** 開設時は確かにそうですね。（実物を示す）ここにも書いてある、持っています。

ただ、あの当時は、たしか五つのルートがあったと思うんです。ですから、恐らくは5市が参加をしていたと思うんですよ。県と5市が協議体としてやって、その約束事をしましたというのは確かに、本当は文書か何かで記録が残っておるべきなんですけれども、それが無いというのもちょっと問題だなというふうに思いますし、同時に、この組織って解散しているんですよね、もう既に。解散をしている組織の約束事というのは、今まで有効なんでしょうか。

それから、もう一つは、当時は四つ、五つのルートがありました。だから、県もいろんなところへ均等に気も金も使わないけなかったわけですけど、今や1本しか残っていない、それも唯一のルートということで環境が大きく変わっている。この問題を考えたら、20年前の組織としてない約束事をいかにも後生大事によりどころとする県には少し問題があると思いますが、そこら辺は部長はどう考えますか。

○地域連携・交通部長（生川哲也） まず、当初の合意は有効なのかというところでございますが、先ほど申し上げたように、時系列的には、議員のおっしゃるように、協議会が平成15年3月に廃止され、その後、その協議会の合意を受けた形で、先ほど申し上げた高速船の建造事業費補助金の交付要領が平成16年11月に策定されております。

県は、先ほど申し上げた協議会参画市との合意に基づきまして、津市との役割分担の下、これも先ほども申し上げましたが、港湾改修等の基盤整備や船舶造船への支援を行うとともに、現在も港湾の維持管理を担っているところでございまして、このことから当初の合意は、同協議会の廃止後も、現在も有効であるというふうに考えております。

○知事（一見勝之） 現在の状況に鑑みて、どういう交通体系が望ましいのかというのは、今いる、今生きている人たちというのですか、県民の方々ともよく議論しながら考えていかなきゃいけないのは事実でありまして、当時と比べると大きく変わってきたのは、三重県、まだインバウンドは増えていないんですけれども、インバウンドがこれから増えてくる可能性もあるということ。それによって、今のルートだけなのかということも念頭に置きながら考えていかなきゃいけないということもあるんじゃないかなと思ってはいます。

ただし、これ、要領については先ほど部長がお答えしたとおりでございますけれども、要領はやはり公文書でありますので、そこに規定してあるものというのは、その当時に決められたもので、我々役人はそれを遵守しなきゃいけないもの、協議会の考え方も先ほど部長が申し上げたとおりでございます

すけれども、それを下敷きにして、あるいはそれを所与のものとした上で、今どうするかというのを考えなければいけないということだと思っております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 津市から何も言うてきやへんという話でしたけれども、津市は今のところ、検討会をつくらうとしていますよね。何も言うてこうへんてはっておくんじゃなくって、昔、20年前は協議会をつくりましたやんか、県と市町とで。同じように、津市と県で、この検討会に県が入っていったらどうかと思うんですけども、そこで言いたいことも言ったらよろしいやんか。どうですか。

○知事（一見勝之） 津市が何も言うてこうへんと言ったわけではありません。津市役所の職員の皆さん、担当部局の皆さんの考え方を県の担当部局として確認せないかと、こう申し上げたわけでございますので、津市は要望も含めて考え方ををお持ちになっておられると思います。そこを確認するのが、やはり行政機関としては重要でございまして、それを確認した上で、議会の皆さんに御提示をし、御判断をいただくというのが我々の重要な役目であるというふうに認識をしておるわけでございます。

津市で今後、どんな形で検討会をおつくりになるのか。これについては、我々にも恐らくお話があると思いますので、その時点で、我々としての考え方を決めていきたいと思っているわけでございまして、別にそこに入らないということを決めているわけではございませんので、御理解を頂戴できればと思います。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 最後に、津市が国にも要望に行っているんですよ。そのときには県も御同行いただいたり、御助言いただいておりますというふうに聞いておりますので、おまえらは知らんと、勝手にやれと言わずに、温かい目で、国の補助金が出たら県も考えてあげようというような優しい対応をさせていただきますよう、要望しておきます。これ、いつまでやっておっても切りがあ

りませんので。

三つ目の、南海トラフ地震臨時情報について聞かせていただきます。

防災対策における南海トラフ地震臨時情報について伺います。

気象庁は、昨年8月に南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を2019年の導入後、初めて発表しました。

巨大地震注意が発表されたら、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えを再確認し、すぐ逃げられる態勢の維持や非常持ち出し品の常時携帯などの特別な備えを実施し、個々の状況に応じた防災行動を取ることを求めています。

現実には、各地の海水浴場で遊泳禁止や一時閉鎖が相次ぎ、東海道新幹線の一部区間で徐行や近鉄特急の一部区間が運休となり、夏休みの書き入れどきにもかかわらず、旅行控えが見られました。

県も発表を受け、災害対策本部を立ち上げました。

高知県では、避難所が開設されたと聞きます。

通常どおりの生活を続けながら、リスクを確認した上で行動せよとは、県民にとって判断が非常に難しく、県民の認知度も、内閣府の調査によると、知っているが28%と、いまだ低い実態があります。

また、国も警戒レベルが高い巨大地震警戒が出た際は、避難の在り方や避難先を検討するとあります。

津波に備え、自治体が1週間の事前避難を求める住民が、約50万5000人に及ぶとの調査結果があり、三重県においても約6万7000人が対象となっています。

事前避難対象地域の住民は、市町の指示に従い、浸水想定区域外の避難所や知人宅など、安全な場所に移動することが求められます。

ただ、事前避難時の避難所運営は、避難者自らが行うことを基本とし、必要最小限のものを各自で準備することを基本としています。

避難者に対し自助を求めつつ、行政はどのような支援を行うのでしょうか。事前避難を呼びかけた後、ほったらかしにしておくわけにはいきません。

そこで、地域の対応や社会の反応を踏まえ、本年8月に南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインを改訂したと伺います。発災後の様々なシミュレーションはあると思いますが、県として南海トラフ地震臨時情報が出た際の事前避難者対応などのシミュレーションはどのようなになっているか、お伺いをいたします。

また、知名度の低い南海トラフ地震臨時情報についての普及啓発方法についてもお伺いをいたします。

あと、もう分割せずに続けていきます。

中嶋議員のトイレパニックの話で、三重県備蓄・調達基本方針の改正をしますという話でしたけど、どのような改正をするのか、国の基準では50人に1基用意せなあかんぞと言っているようですので、それはどうするか。

それから、ホームページ、随分前に災害のアーカイブをつくりましたが、でも、三重大学のみえ防災・減災センターからしかアクセスできません。三重県のホームページからアクセスできるようにしてほしいと思いますが、以上です。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） まず、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒が発表された際の県の対応について御説明いたします。

巨大地震警戒が発表されるような大規模地震は、紀伊半島を境に東側と西側で発生する場合が想定されまして、その状況は東西で大きく異なっております。

国の被害想定におきましては、東側で発生する場合では、県内で震度5強から7の地震が発生し、建物全壊・焼失が約20万3000棟、津波による死者が約1万9000人となるなど、県内全域で甚大な被害が想定されています。

一方、西側で発生する場合では、沿岸部を中心に震度4から6弱の地震が発生し、建物全壊・焼失が約1700棟、津波による死者が約400人となるなどの被害が想定されております。

臨時情報の巨大地震警戒が発表された後、後発地震に備え、県は県民へ適

切な防災行動を取るよう呼びかけを行い、市町は、事前避難対象地域の住民に対しまして、津波浸水想定区域外への知人宅や親類宅、避難所への避難指示を行うこととなっております。

その際、避難所に多くの住民が避難し、受入れ数を超過するような場合もございますので、県は県内の市町間で相互応援を行う三重県版カウンターパートの仕組み等を活用いたしまして、市町域を越える広域避難の調整を行いたいと考えております。

先ほど議員から説明がございましたとおり、南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン、8月に改訂されましたけれども、その際に、1週間分の食料などを持っていけとか、準備できない住民も一定いると思います。

このようなことを踏まえまして、今年11日と18日に開催する県と沿岸19市町との意見交換会を持ちまして、臨時情報発表の際に想定される課題や県と市町の対応の検討を行いたいと考えております。

今後も引き続き、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県民の行動や県・市町が取るべき対応が適切に行われるよう取り組んでまいります。

また、認知度向上の取組について御説明いたします。

三重県の場合でございますけれども、令和6年度にアンケートを取りましたが、その際、臨時情報が発表されて数か月後の調査であるにもかかわらず、よく知っているという県民は22.8%しかいませんでした。さらなる認知度の向上が必要だと考えております。

県では、国が改訂したガイドラインを踏まえまして、9月に多くのイラストを活用した臨時情報発表後の行動を分かりやすく示したリーフレットを作成いたしました。このリーフレットには、内閣府が作成した臨時情報のことがよく分かるリーフレット漫画なんかにもアクセスできるよう、二次元コードを掲載しております。

さらに、臨時情報に対しまして、県民がより適切に行動できるよう、県のホームページの南海トラフ地震臨時情報のページに、日頃からの備えと臨時情報の発表に伴う特別な備えを具体的に記載するとともに、県政だよりみえ

12月号、今月の県政だよりでも広報したところでございます。

今後は、臨時情報に関する認知度の向上を図るため、先ほど申し上げました沿岸19市町との意見交換会におきまして、啓発方法などについても検討を行い、市町と連携しながら効果的な周知を図っていきたいと考えております。

また、現在、見直しを行っている南海トラフ地震の被害想定結果の周知に併せまして、臨時情報についてもしっかりと啓発してまいりたいと思っております。

続きまして、トイレの備蓄の関係でございます。

トイレの重要性は御承知のとおりだと思いますけれども、本年9月には、被災地における避難所のトイレにつきまして理解を深め、今後の対策に生かすため、専門家と県・市町職員が意見交換を行う研修会を開催したところでございます。

県では、備蓄・調達基本方針を令和3年5月に作成しておりますけれども、携帯トイレと簡易トイレを含めた重要10品目に係る県と市町で備蓄すべき必要量を、国の算出方法を参考に定めているところです。

現在は、現物備蓄と流通備蓄によりまして、簡易トイレと携帯トイレの必要量を県全体としては確保しております。

加えて、県や一部の市町では、仮設トイレを調達するための協定を関係機関と締結しております。

さらなる備蓄の充実を図るため、現在、作成している南海トラフ地震の被害想定やスフィア基準の考え方などを踏まえまして、令和8年度に備蓄・調達基本方針の見直しを行います。

見直しに当たりましては、市町と意見交換を行いながら進めるとともに、簡易トイレや携帯トイレをはじめとする物資の必要量について改めて検討を行います。また、トイレの使用環境の向上を図るために、トイレ用テントなどの資機材を新たに重要品目として追加することについても検討してまいりたいと思っております。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○防災対策部長（田中誠徳） 今後につきましては、市町の会議におきまして、
備蓄状況を定期的に共有しながら計画的に備蓄を進めたいと考えております。

それから、最後、みえ防災・減災アーカイブの県のホームページ、リンク
でございますけど、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。ちょっと二つ目に時間が取ら
れましたもので、最後、短くなってしまいました。

最後のLEDの話は、あと2年たつとLEDに変えなあかんタイムリミッ
トが来ます。県も、例えば道路を所管する県土整備部の街路灯の話、それか
ら警察本部では信号機の話、また、総務部では庁舎の蛍光灯などなどがあり
ますので、あと2年の間に円滑にLED化ができるように、本当は進捗状況
を聞いたり何かしたかったんですけども、それは円滑に進むようお願い
をしたいと思いますし、今、県土整備部のほうで、一遍にお金がかかるから、
民間の大手業者にLEDのリース方式の民間委託というのがどうも検討され
ておるようですけれども、やっぱりせっかくの受注チャンスですから、地元
の電気工事屋にも仕事ができる場を与えていただきたいと思います。県土整
備部は経済的な問題だけで考えるかもしれませんが、雇用経済部は地元企業
のことを考えなければならないわけでありますので、その点をうまくかみ合
わせて、LED化されますことを祈念申し上げて終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開

議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。32番 石田成生議員。

〔32番 石田成生議員登壇・拍手〕

○32番（石田成生） 会派自由民主党、四日市市選挙区選出の石田成生でございます。

通告に従いまして、4項目についてお尋ねをしてまいります。前段で特に言うことがありませんので、質問に入らせていただきます。

まず、三重県人材確保対策推進方針についてお尋ねをいたします。

令和7年3月、今年の3月に出されている三重県人材確保対策推進方針には、過去75年の国勢調査と、この先25年の国立社会保障・人口問題研究所の人口の将来推計、過去と未来両方合わせて100年間の人口の推移、そしてその100年間の内訳である高齢化率の増加や生産年齢人口の減少などから、労働力不足が継続すると考えて、対策を立てるといいうものでありますが、一体何人の労働人口が必要であって、何人不足するのか、労働力不足であると考ええる根拠はどこにあるのかをまずはお答えください。

〔長崎禎和政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、労働力不足と考える根拠について御答弁申し上げます。

県では、人口減少の進展に伴い、今後、長きにわたり生産年齢人口が大きく減少していく見通しの中で、人材確保対策は喫緊の課題と考えております。このため、県内の産学官の代表者等で構成する懇話会での議論などを経まして、産学官がそれぞれ取り組む中期的な指針となる三重県人材確保対策推進方針を、先ほど議員から御紹介のありましたように、令和7年3月に策定したところでございます。

この方針の策定に当たりましては、令和6年度に県が実施いたしました4000社へのアンケート調査におきまして、5割以上の企業において人員が不足していることを確認しております。特に、運輸業、郵便業、サービス業、建設業、医療、福祉の業種におきましては、7割以上の企業におきまして人手不足との回答となっており、大変厳しい状況と認識しております。また、民間の調査におきましても、令和7年7月現在で県内企業の5割以上が正社員不足にあると示されております。

さらに、日本全国におきまして、令和7年のいわゆる人手不足倒産件数が最多となるなど、人手不足がより深刻さを増している状況と認識をしております。

今後、県内の生産年齢人口につきましては、厳しい状況が続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和2年の約103万人から令和32年には約68万人と大きく減少する見込みとなっております。

何人の労働力が必要となるかにつきましては、民間企業等の推計によれば、令和17年時点で、日本全国で約384万人、県内では約9万人の働き手が不足するとされております。

また、県におきましても、現在、県の実情に応じた人口の現状分析と将来展望を示す三重県人口ビジョンを改定中であり、その中では労働力不足の見込みについてもお示しする予定でございます。

県としましては、労働力不足の緩和に向け、労働意欲のある女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材の就労促進や限られた人材で最大限の効果を発揮するための生産性の向上に向けた取組が必要になるため、この方針で定めた方向性に基づき、産学官で連携しながら、様々な対策を推進してまいります。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 労働力が不足であるという根拠についてお答えをいただきました。

業界からアンケートを取ったりとかした中で、今のお話からは、建設や運

輸、医療、介護サービス、その辺りの業種で7割以上が人手不足であるという結果が出ているというお話でございました。そういうことがきっちりした根拠に、方針の中でも業種別のところを見ると、もっと具体的な数字も、それから割合も出ておりますので、一定信用できる数字なんだろうと思うことができます。

この業種のうち、建設業と介護業界についてお尋ねをいたします。

まず、建設業についてですが、公共インフラを支えていただいている大切な業界です。県としては、建設業界の人材不足についてどのように捉え、どんな対策を考えられておられるのか、原因は何であると分析されているのか、これは給料なのか、それとも長時間労働なのか、仕事がかつからなのか、イメージなのか、何が原因であるのか、どう分析されているのかを教えてください。

○県土整備部理事（上村 告） 建設業の人材不足の原因と、また、その人材確保に向けた対策について御答弁申し上げます。

地域の守り手である建設業では、過去15年間で就業者数が約3割減少し、高齢化等に伴い39歳以下の若手就業者数が半減するなど、人材不足は深刻な状況であると認識をしております。

令和4年度に行いました県内建設企業や若手就業者へのアンケート結果などから、県としましては、建設業界への入職を妨げている主な要因として、若者世代における建設業の認知度が低いことに加え、保護者世代においては、きつい、汚い、危険といった昔ながらの、いわゆる旧3Kのイメージを払拭できていないことにあると考えております。

こうした中、令和6年度に策定しました三重県建設産業活性化プラン2024において、建設業の担い手確保につなげるために、建設現場における生産性の向上や労働環境の改善を進めながら、今の建設業の働き方、魅力の発信に取り組んでいるところでございます。また、これらの取組を下支えするための建設企業の安定経営についても取り組んでいるところでございます。

担い手確保に向けた具体的な取組としましては、例えば、高校生に対して

は、出前授業や現場見学会などによる建設業の魅力の発信、また、講習会など、資格取得に向けた支援、小・中学生やその保護者世代に対しましては、建設業の役割を分かりやすく伝えるアニメ、漫画を作成し、イベントやSNSなどで情報発信をしております。

また、建設企業への支援としましては、効果的な求人活動等のセミナーの実施であるとか、また、U・Iターン人材向け就職イベントや外国人雇用セミナー等への参加の促進などに取り組んでいるところでございます。

それらの結果、高卒就業者数の建設業入職の割合は、近年減少が続いておりましたが、令和5年度の5.2%に対して、令和6年度は5.4%と上昇に転じておりまして、取組に一定の効果が現れているんじゃないかと感じております。

今後、人口減少等を背景に、建設業の人材確保はより一層厳しくなることが想定されますけれども、引き続き、三重県建設産業活性化プラン2024の取組を進め、効果検証・改善等を図って、多様な人材の確保に向け、県としてできる限りの支援をしていきたいと考えております。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 建設産業活性化プラン2024でいろいろ策を講じていただいた結果、徐々に上りつつはあるけれども、これから生産年齢人口が低下していく中で、その数字から見ると、決して楽にはならないような、そういうお答えだったと思います。

それで、何が原因かというのと、特にイメージが、お聞きすると、昔の3Kのイメージであったりとか、高校生の御本人に対してもちょっと認知度が低いというようなことがありました。イメージというのと、特に何が根拠かよく分からないんですけれども、特に高校生に向けては教育委員会とも連携を取りながら、イメージの払拭に努めていただきたいなと思っております。

次に、介護人材確保についてお尋ねをいたします。

これは国に向けて意見を言っていきたいということです。

2040年にかけて85歳以上の高齢者が増加し、要介護認定率が高まる一方、

生産年齢人口は急激に減少します。第9期介護保険事業計画に基づく介護人材需要推計では、三重県内の介護職員の必要数を3万6397人と見込んでおり、不足数は5606人とされております。

日本は世界の中でも超高齢化の先頭を走っています。介護保険制度の安定運営は必須であります。制度として決められる介護報酬は公定価格であるため、物価高の影響などを価格に反映できないことから、介護事業所においては賃上げのための原資を確保できない状況にあり、給与は他産業の平均水準以下となっています。こうしたことから、給与を他産業以上にするため、介護報酬の適時改定や引上げが必要だと思えます。

2040年の介護人材不足を5606人と読んでいるようですが、給与の比較で他産業に負けていては、不足数はさらに多くなるような気がいたします。国に向けて要望、意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ほかの県の様子や全国知事会との連携した対応についても知事にお伺いをいたします。

○知事（一見勝之） 11月27日にも、伊勢で日本介護学会 in みえというのが開催されまして、全国から介護の団体の皆さんが集まってこられました。そこでも御挨拶をさせていただいたんですけども、我々、この議場におられる方のほとんどが恐らく将来的に介護のお世話になるというふうに思います。非常に大事な仕事ですということを申し上げるとともに、やはり人材不足が今顕著でありまして、そのためには報酬を考えていかなきゃいけないということも御挨拶させていただいたところでございます。

議員から御指摘をいただきました報酬につきましては、私ども、全国知事会を通じまして、また、三重県独自でも、国に介護報酬の改定の要望をしております。

介護関連職員の賃金水準は、令和6年度の報酬改定で引き上げられたんですけども、議員御指摘のように、他産業に比べるとまだ低いという状況でございます。

この改定は3年に1回行われるということですので、6年度の次は9年度

ということになりますけれども、国においても、やはりしっかり対応せないかと、我々の要望も聞いていただいたんだと思っておりますけれども、先月の28日に閣議決定されました補正予算の中にも、報酬の改定時期を待たずに増額するというところで盛り込まれておるところでございます。

加えて、令和8年度の介護報酬の改定につきましても、これも私ども、全国知事会と連携して要望しておりますけれども、ここも非常に重要でございます。引き続き、我々は要望を続けていこうと思っております。

また、人材不足については、昨日、実はある会合で介護団体の方ともお話をしました。やはり人手が足りないという話をされておりましたが、あわせて、三重県がベトナムでやっている取組について評価いただきました。これは医療保健部を中心に、ベトナムでの人材確保のセミナーなんかをやっているわけでございますけど、それは非常にいい取組で、我々としてもありがたいと思っているということでございます。

また、インドネシアとはMOUを結びまして、三重県に優先的に今、介護、看護の方々を送り出すということも言っておられますので、こういった取組も続けていきたいと思っております。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 制度を、国で決めていただいて、介護報酬の改定なんかも国で決めていただいている、もう人材が足りない。それで、その理由が、他産業よりも低い収入で働いているというのが大きな原因であることは明らかだと思うんですね。それで、もう自助努力で頑張って売上げを上げてみたいなのは公定価格である以上できないわけですから、そこは現場に近い代表から国に向けてしっかりと声を届けていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

生産年齢人口、これ、15歳から64歳の人口の割合も人材不足の指標にしておられるようですけれども、国内において、定年が55歳だった時代から60歳定年になり、今や65歳定年に向かっておりますので、国際基準の生産年齢人

口の定義や基準も、そのまま当てはめるということもちょっと乱暴かなと思います。

三重労働局が出している県内の有効求人倍率の分母を見ると、大体いつも2万5000人の人が職を求めていると出ております。丁寧にあっせんすることが必要だと思います。外国人を排除する考えを持っているわけではありません。外国人の受入れには、紹介料に当たるものや交通費なども含めて、交通費というのは、通うんじゃなくて母国から来るという交通費とか、日本人を雇用する場合より、いろんな経費がかかって、さらには日本に来る外国人自身が借金をしてまで日本に来ています。失踪している外国人も相当いるようです。そして、日常生活面でも地域課題を抱えていますので、外国人雇用の前に、まずは日本人で職を探している人たちがいるならば、そちらの方の就職をきっちりとしていただくほうが先ではないのかなと私は思います。そうでないと、三重県内で職を求めている2万5000人の中から、本来税金を払っていただくはずの方が税金を食ってしまうようなことになる可能性が高くなるからであります。

職のあっせんというのは、労働局が中心なのかも分かりませんが、三重県も人材確保対策推進方針がございますので、関連させて進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

三重県人口減少対策方針についてです。

令和5年8月につくられている三重県人口減少対策方針には、そもそもなぜ対策が必要なのかという理由を、政府が策定した子ども未来戦略方針から抜粋して記載しています。そこには、「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく」とありますが、人口が右肩上がりの時代に合わせた過去の社会保障制度などは、いつかは何とか盛り返すだろうなどと思わずに、人口減少時代に合わせたシステムに早く転換させなければならないと私は思います。しかし、そう言われてからかなりの年月がたっているようにも思います。

それでは、質問に入りますが、子ども未来戦略方針からの抜粋にはこう書かれています。急速な少子化・人口減少は「世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなるからである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある」。この存在感とは何であると三重県は捉えていますか。

そして、人口規模から考えて、インド、インドネシア、ブラジルにいつかは追い抜かれることは見えています。人口が減少すれば、1人当たりの消費量が極端に増えない限り、国内総生産は減少して当然のことです。国内総生産は、計算みたいなものをするときに、1人当たりの消費量掛ける人口、そして輸入、輸出の出入りで大体の計算ができるのかなと思うんですが、1人当たりの消費量は大きく変化するものではありません。人口が減れば、国内総生産は減るしかありません。同じように、県民総生産にそれほどこだわらなくてもよいのではないかなと思うんです。人が生きていく上では、国民1人当たりの消費量が、これ、県民1人当たりの消費量が確保できればいいわけですから。御答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国際社会におけるGDPでございますが、日本は、GDPが世界第2位だったときから、もう中国に抜かれ、そしてドイツにも抜かれ、やがてインドに抜かれて、インドネシアに抜かれて、ブラジルにもどうなるかって話になってくると思います。

人口が減っていくというのもその一つの大きな要因でございまして、存在感とは何かということですが、これはもう私どもの示しているものではないので、類推をするしかないんですけれども、GDPが減ってくると、例えば国際社会における発言力というのも低下してくるといようなことを言っているのではないかと推測はされます。

GDPの低下がどういう問題があるのかと、これ、様々な問題があろうか

と思っています。経済力が低下すると、先ほど申し上げました国際社会での発言力というのもありますが、さらに重要な問題は、国力の低下、国民の生活水準の低下というところにも出てくる可能性がありますし、また、国の財政規模が縮小するというので、これは社会保障水準も低下をする可能性がありますし、さらに防衛費も縮小せざるを得ないというようなことになってくる可能性があるというのが大きなところかと思っています。

人口とGDPとの関係、これは経済学者のグンナー氏、それからノーベル平和賞を受賞された社会学者のアルバ氏のミュルダール御夫妻が1930年代に発表されました「人口問題の危機」という論文の中で、人口とGDPに強い相関関係があると。人口が減少していくと、消費需要がまず低下をし、それから投資の低下を招いて、その結果、社会の進歩は止まって失業と貧困が増加してしまう。広範な社会心理的な停滞が起きてしまうというふうに言われています。

議員がおっしゃったように、人口が再度増えていくということが起きればいいんですけど、それはなかなか難しいだろうというのはおっしゃるとおりだと思います。したがって、私どもが令和5年8月に制定しました人口減少対策方針の中にも、人口減少社会への対応というのは一つの柱として位置づけられておりまして、人口が減少する社会にどうやって対応していくのかというのは、地域によって違いがありますけれども、考えていく必要があるだろうと思っています。

ただ、GDPが減らないようにしなきゃいけないというのも、私どもは考えておりまして、GDPというのは生産能力だとすると、これ、労働力と労働生産性の掛け算で出てくるわけですのでございますけれども、労働力が減っていったら労働の生産能力が落ちていくということに対応するために、先ほどちょっと申し上げましたが、例えば日本人だけで無理であれば、外国の方に手伝っていただくというやり方が一つあります。それから、労働生産性が落ちていく、であればこれを上げないといけない。労働者が減っていくというのであれば、例えばAIを使う、あるいは技術革新、これを考えていく、あ

るいは生み出していく。この技術革新につきましては、消費を上げるということにもつながってまいります。例えば、通信の技術革新をすることによって、我々はスマホを購入したりします。あるいは通信料を払ったりします。そういった形で、GDPを押し上げる力もございます。

政府でも、人口戦略本部をつくって、人口減少についてしっかりと対応していこうというふうに動き始めてくれたと私どもは思っておりますので、私どもも歩調を合わせてしっかりと対応していきたいと思っております。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 人口減少対策のお話をするとき、知事はいつもそういうお話をされるんですけども、1人の人間の消費水準とか、消費量から積み上げて、どれだけの生産が必要なのかということが、世の中の人口減少対策であるとか、GDPの話であるとか、そこにちょっと私は抜け落ちていないかなという気がします。とにかくGDPの数字が上がれば人は幸せになるんだ、社会はよくなるんだ、でも、例えば生産量という言葉があるので、生産をそれだけして誰が消費するのかって、1人の消費量掛ける人口よりも生産量が多かったら余ってしまうよということが、その考え方の中にあるのかなのかというのがあんまりよく見えないので、そこら辺をちょっと危惧しております。また、そこら辺の話は、今日の論点からもうややずれますので、いずれどこかで示唆してほしいなと思っております。

質問を続けてまいります。

自然減についてお尋ねします。いわゆる少子化ですが、改めて確認いたします。少子化は何が問題なのか、そしてその原因はどこにあると分析されているのでしょうか。

そして、併せてお伺いします。三重県人口減少対策アクションプランにロードマップがありまして、少子化対策として、結婚、妊娠・出産、子育てのそれぞれの支援が記されています。結婚についてどのような捉え方をしているのでしょうか。結婚というのは、ただ単に婚姻届を役所に提出し、一緒に暮らし始めることだけではなくて、加えて、その相手と一緒にいたい、相

手をいとおしく思う感情があつて、永遠に一緒にいたいと思うから結婚をします。いわゆる恋愛の結果、結婚へと続くのだと思います。日本の若者に恋愛をする力、これを力という表現でよいのかどうかは分かりませんが、恋愛をしない、または恋愛をしてもそれほど強くなく、他の興味が優先してしまう。だから少子化になってしまう。このような仮説の下に恋愛についての分析と調査をし、そしてそのようになったのはなぜなのかを見極めていたきたいと思います。いかがでしょうか。

令和5年の2月の一般質問で、当時の安井戦略企画部長が次のように答弁されています。「恋愛力というものについて、少し認識を深める必要があると思っています。極めて個人的なことに関わることでございますので、どのように調査するのか、恋愛力とはそもそも何かということについて突き詰める必要がありますので、そういったことについて、我々も今後意識はしていきたいと思っています。」、途中を略しまして、「そういったことで我々としては、まず、出会いの場をつくる、あるいは収入が少ないということに対する対応が重要だろうということで、今取組を進めておりますが、過去にそういった恋愛力に関することも調査の対象にはした上でいろいろ分析も行っておりますので、決してそういったことをタブー視しているということではないんですけれども、なかなかエビデンスとしてまだ有効なものがないという状況です。議員の御指摘も踏まえて、広く調査分析を進めていきたいと考えております」とお答えをいただいております。

そこでお伺いをいたします。

近年、恋愛に消極的な方が増加していると感じており、人口減少社会において重要な課題と捉えていますが、県はこの状況をどのように捉えているのでしょうか。また、それを踏まえてどのように取り組んでいくのでしょうか。答弁をお願いします。

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、御答弁申し上げます。

近年の合計特殊出生率の推移は、未婚化、晩婚化といった社会的背景が大きく影響しているものと認識をしております。

こども家庭庁が令和6年11月に実施をいたしました若者のライフデザインや出会いに関する意識調査におきまして、未婚の方の67.9%が、他のことより優先してまで結婚・恋愛をしたくないと回答していることから、若者の意識が多様化していることが伺えるというふうに考えております。

また、みえ県民1万人アンケートでは、未婚の方で、いずれ結婚するつもりと答えた割合が、平成25年では70.2%だったものが、令和6年では51.4%と約20ポイント減少しております。

一方で、同じこども家庭庁の調査におきまして、恋愛や結婚は生活を充実させてくれると考える方が64.3%、恋愛や結婚は自分を高めてくれるとの意見を持つ方が59.2%みえます。さらに、同じくみえ県民1万人アンケートにおきましても、いずれ結婚するつもりと回答した18歳から29歳までの若い世代では、依然として75%を超えているということなど、多くの方が恋愛や結婚に対して肯定的な姿勢を持っていることが示されているというふうに思っております。

恋愛や結婚、妊娠、出産は、個人の主体的な選択によるものであることから、施策の推進に当たりましては、多様な価値観に十分配慮することが必要なものというふうに考えております。

また、近年、共働き世帯数が増加傾向にあり、平成9年以降、専業主婦世帯数を上回っている状況でございます。さらに、子どもができてもしっかり働けるほうがよいと考える人の割合も男女ともに半数を超えて増加しているということなど、意識やニーズの変化も見られるということでございます。

そのため、県では結婚や出産等を希望する方に向けまして、それぞれのライフステージに応じた様々な支援策を講じております。具体的には、令和8年2月から始まるA Iを活用した出会いの支援、家事代行利用サービスの促進や保育サービスの充実、それから短時間正社員制度などの多様な働き方の促進、非正規雇用の正規化に向けた取組、こういった支援策について、仕事と家事の両立を支援する施策を展開しているところでございます。

県としましては、社会情勢をはじめ、意識の変化を注視しつつ、県民の皆

様一人ひとりが希望するライフスタイルを実現できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。そのため、多様な主体の意見をしっかりと聴きながら、引き続き市町や企業など、関係機関と連携して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 部長のお答えで、恋愛についてちょっと改善傾向もあるような数字の御紹介がありましたよね。

○政策企画部長（長崎禎和） 漠と言いますと、恋愛に消極的な意見もある一方で、肯定的な意見もあるというような状況でございます。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 今日の四つ目の質問で、スマートフォンの危険性について質問しますが、そういういろんな原因があって、過去と比べて恋愛するという気持ちが薄れてきているのかなと思うんです。結婚からの支援って記されていますけれども、恋愛の支援ってなかなか難しい話ですが、なぜそんなんになってきたのかなというのを見ていく必要があるのかなと思います。

恋愛って、結婚という手続が始まるもっと昔から、恋愛心は、実はもう過去から人間には備わっておりまして、幾つかある幸福感の中でも、非常に原始的で根源的なものだと思います。だから、恋愛によって命が何万年も何十万年もつながれてきたと思うんです。

知事も恋愛したときの気持ちをちょっと思い出していただいて、よく亀山時代のこととか、フランス時代のこととかおっしゃっていただきますので、ひょっとしたらフランス人の方かも分かりませんが、思い出していただくと、恋愛の幸福感って大切なものかなと思います。

それから、三重県の人口は何人ならいいのかって、何人が適正人口だと言えるのか。これは具体的な数字を示すことは難しいと思います。どうしても、何人って言っちゃうと独り歩きして、それならいいのかとか、それ以下だと駄目なのかとなるので。だからといって、一定の幅を持って示すことも難し

だと思います。適正人口が数字で示せないとなると、何をもって減少が脅威だとするのかって、非常にこれもまた根拠のないものになってしまいそうなので、数字ではなくて、各地域がどんな状態であることが望ましいかというような定義とかをつくってみたらどうかと思います。ちょっと検討してみただけだったらと思いますので、よろしくお願いします。

続いて三つ目の質問に入ります。

学校は何をすべきところかについてお尋ねしますが、何をすべきところかという、大層に聞こえてしましますが、あまりそんな大層な内容ではないんですけれども、まずは令和7年度全国学力・学習状況調査についてです。

私は自宅で問題を解いてみました。（パネルを示す）その採点結果がこのとおりです。この、私と書いてある縦のところが、私が解いた正答率です。ちょっとざわざわっとしておりますけれども。ただ、この中で、中学校の理科の県内平均と全国平均のところを見ると、498と503とありますが、これはどうもIRTスコアというらしいです。IRTスコアとは、児童生徒の正答、誤答が、問題の特性によるものなのか、児童生徒の学力によるものなのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論に基づき、500を基準にした得点で表すものと解説があります。分かりやすく言うと、全くそのものずばりではないかもしれませんが、50を平均値とした偏差値によく似たものかなと思います。

これ、例えば、小学校6年生の国語って、朝飯前かなと思って取り組み始めたら、結構難しいですよ。この数字を見て、私の点数が県内平均や全国平均よりも、当然相手は小学生と中学生ですから、その子らに勝って自慢するわけではないんですね。

質問に入っていきますけど、この数字を見て、石田議員の学力も大したことないなと思った人は、来年一度解いてみてください。結構難しいことが分かりますので。令和8年、挑戦していただけたらと思います。

そして、この結果を受けて、毎年知事コメント、教育長コメントがあります。知事は、そのコメントの中で、子どもたちの自己肯定感が確実に育まれ

ており、今後もこの傾向をさらに確かなものにしていきたいと考えております。加えて、先生は、あなたのよいところを認めてくれていると回答した割合は9割を超え、昨年からさらに上昇していますと、そういうコメントを出されています。それから、三重の子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分をかけがえのない存在として受け入れられているという実感を持ち、自己肯定感を育めるよう、県としても教育施策を推進してまいります。教育長は、全ての教科で全国平均正答率を下回るという厳しいものでしたと、それだけ紹介。

あと、同じような内容なんですけど、ひょっとしたら知事と教育長がコメント内容の役割分担をしているのかなとも思えたりするんですけども、このようなもので、教科に関する調査においては、知事は課題が見られる結果であったと、こんな感じですね。教育長は全ての教科で全国平均正答率を下回るという厳しいものでしたとコメントをされています。

例年同じようなコメントを出されているようなんですけれども、全国平均との差は大きいもので1.1%です。これは1クラスで5人ぐらいが1問余分に正答すれば追いつく程度の数字です。決して厳しいものではなく、課題と捉えなくてもよいと私は思うんです。それよりも知事コメントにありますように、自己肯定感の高さを誇れるコメントを出していただきたいと思います。いかがでしょうか。答弁をお願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、答弁させていただきます。

まず、率直に申し上げておきたいんですけれども、県の教育委員会としては、例えば学力と自己肯定感、どっちが大事かというような議論をしたことがありません。基本的には、教育委員会としてはどちらも大事ですという、そういう姿勢です。

先ほど、全国学力・学習状況調査のコメントを言われましたけれども、あれは知事が自己肯定感に関するコメントを多く出されて、その後に私が考えますので、それを見てバランスを取って、私は学力のことを申し上げている

まででございますので、教育長は自己肯定感に関心がないみたいな、そういう解釈はできれば勘弁いただければというふうに思います。

それでは、まず、学力について申し上げます。

学力は、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の自己実現を支えるための重要な力の一つです。このため、三重県教育ビジョンでは、全国学力・学習状況調査の平均正答率を基にした学力の伸びを評価指標として位置づけて、学力向上の取組を進めているところです。

平均正答率を全国と比較することで、何も全国に勝った負けたの議論をしているわけではなくて、本県の子どもたちの課題が浮き彫りになります。ここでつまづいているとか、ここはいいんだなというのは分かりますので、学力向上の取組を効果的、合理的に進めることが可能となっているというふうに理解していただければと思います。

それから、自己肯定感ですけれども、自己肯定感は全ての子どもたちが自信を持って成長し、よりよい社会の担い手となるための大切な心の基盤でございます。三重県教育ビジョンでは、自己肯定感の涵養を全32施策の筆頭に掲げておりまして、積極的な取組を展開しています。

全国学力・学習状況調査において、自分には、よいところがあると回答した子どもの割合は、小・中学校とも年々上昇しておりまして、教育ビジョンの目標値も達成しています。このことから、教職員によるきめ細かな指導やモデル校を設定して行っている取組の成果によって、子どもたちの自己肯定感が着実に育まれていて、私たちの目指しているウェルビーイングの向上に向けてよい流れが生まれているというふうに考えています。

今後もこの流れを発展させるために、県教育委員会では、本年度、全国学力・学習状況調査を活用しまして、自己肯定感、幸福感、利他性、社会貢献意識、自己実現など、ウェルビーイングの状況进行评估する仕組みを構築しました。この評価手法を今後、市町教育委員会とも共有はもう既にしておりますけれども、これを活用しまして、毎年度検証を行いながら、県全体でウェルビーイングの向上を進めてまいりたいと考えています。

まとめですけれども、学力の向上と自己肯定感の涵養は、どちらも子どもたちの豊かな成長にとって不可欠です。あと、認知能力と非認知能力もどちらも大切です。県教育委員会は今後とも、その双方の積極的な向上を図ってまいります。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 教育長、分かりました。先にコメントを出されて、また同じことを言うのも何やもんでって。でも、厳しいと思わんでもええかなと思いますので、あと、自己肯定感も学力も、認知能力も非認知能力も両方大事だということで、分かりました。

そのようなことを考えていた矢先、7月に次のようなことが新聞記事に掲載されました。見出しは、「学習評価『態度』対象外に 教員の負担重く、見直しへ」です。

記事の紹介を続けます。「次期学習指導要領に向けた改定作業を行う中教育審特別部会が4月開かれ、文部科学省は児童生徒の成績の付け方を見直す方針を示した。学習評価の観点の一つとしている『主体的に学習に取り組む態度』を直接的に反映させない方向で検討する。学習態度は適切な評価が難しく、教員の負担が重いとの指摘が出ていた」。途中を略しまして、「見直し案では、観点別評価を『知識・技能』と『思考・判断・表現』の二つに再編。学習態度は『思考・判断・表現』を評価する際の要素に組み込み、特によかった場合は加点する形とする他、総合所見欄などに記す。加点した場合に評定でどう考慮するかは今後議論する。特別部会では委員から『知識中心の在り方に戻ると短絡的に受け取られないようしないといけない』との指摘があった」と、このような記事ですが、このような中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会の方針をどう受け止めていますか。学校は何をすところなのか、社会に求められる人材を育成するところだと私は思っております。社会は主体的に仕事や課題に取り組む人材を求めているのだとも思います。学校での評価から主体的に学習に取り組む態度を除いた場合、児童生徒、保護者らが大切な要素を軽視してしまうことを恐れ

ます。お考えをお聞かせください。

○教育長（福永和伸） 石田議員が言われたことと少しかぶるかもしれませんが、けれども、現行の学習評価では、教科ごとに知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の三つの観点について、ＡＢＣの３段階で評価し、それらを総括して評定を定めることとしています。

このうち、主体的に学習に取り組む態度については、粘り強く学習に向かう姿勢や、学習を自分で調整する力などを評価観点としています。しかし、教員にとっては、適切な評価基準を設定することが難しゅうございまして、ノートの提出の頻度とか、課題提出の締切り遵守、挙手の回数など、形式的な勤勉さの評価にとどまる例が散見されるという課題がありました。

そこで、国は、主体的に学習に取り組む態度の評価を教科から切り離しまして、より本質的な成長を評価するため、教科の枠を超え、全ての教育活動を通して、個人の成長の様子を総合的、多面的に捉え、文章で評価するという方向で検討を進めています。

私の受け止めですけれども、まず、今回の審議によって、評価基準がより明確になることで、一人ひとりのよさや成長を自然な形で肯定的に評価できるようになることを期待しています。

一方、主体的に学習に取り組む態度の具体的な評価については、現在まだ国において審議中でございます。今後もこの評価が軽んじられるということはあるのではないという思いは、私も石田議員と同じでございます。ですので、国での審議が未来を担う子どもたちの育成に資する最良の道筋を示すものとなることを今も願っているところでございます。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 7月時点での記事で、そんなような誤解のないように捉えなければということも書いてありましたし、私はもうそのまま取ってしまおうたんですけども、学校で何を習うかって、基礎学力も要りますし、最近、こちら辺で大丈夫かなと思うのは、社会に出てから、社会が求める人物像とか人材と乖離している人間をつくってしまっていないかな、それをさらに進

めてしまうのを心配してちょっと申し上げました。

これからまだまだ中身を協議しながらのことですので、ぜひ三重県教育委員会としてもその辺をちょっと意識に置きながら、もし言うべきことがあるときは、ぜひ言っていただきながら、現場としての評価を確立していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて児童生徒の体験活動についてお尋ねをいたします。

全国学力・学習状況調査では、学習塾に通っている割合も調査結果としてまとめていただいておりますが、三重県は通塾率が高い傾向にあります。学習塾だけではなく、その他の習い事に通っている子も少なくないでしょう。

この状況を考えると、今の子どもたちは過密スケジュールの状態と言えます。確かに学力を高めることは大切なことでありますけれども、もっと自由に活動できる余白の時間があってもよいのではないのでしょうか。昔は放課後の時間を使って好きなことに夢中になったり、友達との遊びを通して様々な体験をしたりしたものです。子どもの時期に経験を通して得られるものは何物にも代え難く、失敗したり、試行錯誤したり、悩みながら解決したりするなどしてゴールにたどり着くことで、生きる力の礎が育まれると考えます。

しかし、現実問題として、自由に活動できる時間を捻出することは難しいでしょう。ならば、子どもの豊かな育ちに向け、学力の育成だけでなく、様々な教育活動の中で、多様な体験活動の機会をつくり、子どもたちが成長できる環境を整えることは重要だと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○教育長（福永和伸） 教科書で得た学びを実生活で活用できる生きた知識として身につけるためには、確かに、授業や放課後等の体験活動を通じまして、知識を活用する経験を積むことが重要と考えています。

県教育委員会では、これまでも、子どもの学びがさらに深まるよう、体験活動への指導助言や好事例の積極的な横展開に取り組んできました。

小・中学校では、総合的な学習の時間等でその地域に応じた魅力的な体験活動を実施しています。例えば亀山市では、児童が地元の和菓子屋と協力し

てオリジナルの和菓子の商品開発を行う体験活動を行っています。

授業以外に地域住民が主体的に実施している事例としては、木曽岬町において、幼稚園児から中学生までの子どもと保護者を対象にしたプラネタリウム体験や星空観察会などの自然体験活動が行われています。

今後も、子どもたちが多様な経験を通じて生きた知識を育むことができるよう、地域と学校が一体となった教育活動を支援してまいります。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） 教室で机に座っての勉強だけでなく、外でとか、そういう機会をつくっているというお答えだと思うんですけども、大人が関わらない時間、先生が関わらない時間、子ども同士で何をしているか分からない時間ってひょっとすると過去にはあったのが、なかなかもう体験とはいいながらも、常に目が届いているのが、心の育ちというのかな、子どもだけの時間でつく力って実はあるなと思っていて。随分前に一般質問でもかさぶたという言葉も出しましたが、教育長は同じ年なので、かさぶたのなかった日はないわけで、私らのときって。今やかさぶたのある子どもがいないので、それが象徴だと思います。そちらにももうちょっと、もっと幅広く捉えて、今後の対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、四つ目の質問に移ります。スマートフォンの社会的影響についてです。

スマートフォンの歴史をつらつらと最初に言おうと思いましたが、ちょっと時間がなくなってきたので、そこは割愛しますが、あんまり割愛しても影響のないところです。

スマートフォンは便利なんですけれども、問題も起きていて、それを幾つか紹介します。

まずはスマホ依存症です。スマホ依存症は、使用をコントロールできず、学業や仕事に支障を来す状態で、高校生の約10%、大学生の約25%に依存の疑いがあると報告されています。そして、認知機能や感情抑制の低下を招きます。

そして、次に、集中力、学力の低下があります。長時間利用は認知能力を下げ、仙台市の調査では、小学生のスマホ使用時間が1時間以上になると、成績が平均点より低くなる傾向が確認されています。

三つ目に、精神的影響。SNSや動画視聴への没頭が孤独感や不安障がいが増加させ、鬱病のリスクを高めると指摘されています。

そのほか、視力低下、眼精疲労、猫背、前傾姿勢が慢性化し、肩凝りや頭痛を誘発するなど、身体的な健康被害があります。また、歩きながら、自転車に乗りながら、車を運転しながらの交通上の危険性も指摘されています。

そのような中、オーストラリアでは、青少年の依存症防止、誹謗中傷やオンライン犯罪からの保護のため、2025年12月から16歳未満のSNS利用を全面禁止します。

国内では、香川県が、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を2020年4月に施行しております。ゲーム利用を平均60分以内、休日は90分以内に制限。スマホ利用は中学生以下は午後9時まで、高校生以上は午後10時まで。

また、愛知県豊明市では、豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例を2025年10月1日に施行しました。余暇時間のスマホ利用は1日2時間以内を目安。小学生以下は午後9時まで、中学生以上は午後10時までの利用を推奨。これ、市民全員が対象ですが、罰則なしの理念条例です。

オーストラリアは国レベルで強制力のある禁止法、香川県は未成年が対象の努力義務条例、豊明市は市民全員が対象の理念条例。このように、国内外でスマートフォンの利用を個人に任せ切らず、法律や条例により規制や啓発を始めた国や自治体があります。

三重県は、三重県民のスマートフォンの利用に関する影響、中でも依存症についてどのように認識をし、どのような対応を考えているのかお答えください。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、医療保健部の立場から、スマートフォンに係るいろいろな影響はさっき議員から御紹介いただきましたけれど

も、実際の相談業務の中で、こういった相談があつて依存症につながっているのかという観点からお答えさせていただきます。

スマートフォンにつきましては、手軽に検索できる非常に便利なものである反面、オンラインゲームなどへのアクセスが容易となることから、過度な利用によりゲーム障害などの依存症に陥るおそれもあると認識をしております。

県では、その対応として、専門相談窓口をこころの健康センターに設置して、電話相談であるとか、面談相談を実施しています。

実際、令和6年度で相談件数は451件あったんですけれども、そのうちゲーム依存に関する相談が15件、SNS、スマートフォンなどインターネット利用に関する相談が7件という状況でございました。そう多くはないんですけれども、課金による借金や家族への暴力などの内容も含まれております。

専門相談においては、必要に応じて専門医療機関ですとか、債務相談・消費生活相談の紹介を行い、問題解決につなげるための援助を行っております。

そのほか、県以外にも相談窓口がありますので、依存症の講演会を毎年開催しているんですけれども、令和6年度からは、これまでのギャンブル、アルコール、薬物に加えまして、オンラインゲームやSNSを対象としたところでございます。

今後は、これらの取組に加えて、本人に客観的に自己の状態を把握してもらうことが重要と考えておるものですから、そうした依存症スクリーニングテストというチェックシートがございますので、そういった活用も検討していきたいと考えております。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） ありがとうございます。

依存症についての対応をお答えいただきましたが、依存症だろうということが明らかになると、対策を立ててやっていくんですけれども、私が一番心配に感じているのは、もう社会全体がどっぷり依存症になっているのを誰も気づかないのではないだろうかというところです。電車に乗ったら

95%、こうやって下を向いています。

ゆでガエルのお話って御存じだと思いますが、熱い湯の中に入ればすぐ分かるんだけど、ぬるいところから入れられたら、だんだんお湯が熱くなっていても、カエルは気づかずに死んでしまうという話で、何かそんな状態のように思ってしまう。ほとんどの人がその便利さに隠れている危険に気づかずにいるのか、また、気づいていても見ないようにしているように思います。

行政は、その危険性に気づいたら、責任を持って対応しなければならないと思います。その行政が、スマートフォンをひょっとしたらもう制限しましょうよと言わなきゃいけないかもしれないのに、便利だからといっていっぱいアプリをつくって入れていると、ますます手放せなくなってしまうので、中長期的にはスマートフォン利用について一考が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。お願いします。

○総務部デジタル推進局長（横山正吾） スマートフォンの利用を活用した行政サービスということで、県では、デジタル化によって県民の皆さんの利便性向上ということで、それによって生まれた時間や心の余裕が自己実現や幸福実感の向上につながることを目指して、これまで取り組んできているところでございます。この考え方を踏まえまして、県民に対するきめ細かな行政サービスの提供手段の一つとして、スマートフォンというのは今後も活用不可欠であるというふうに考えております。

やはり、より安心して御利用いただけるように、スマートフォンに対する様々な負の側面といいますか、議員御指摘の、今おっしゃられたような内容であるとか、SNSとか、ゲームとかという依存の話もありますけれども、そういったことにも配慮しつつ、使いやすく効果的なサービスが提供できるように努めてまいりたいと思います。

〔32番 石田成生議員登壇〕

○32番（石田成生） デジタル推進局としてはそういう答えだろうと思いますが、知事に頭に入れておいていただきたいのは、もう社会全体がゆで

ガエル状態になっているということです。私は非常に心配していますので、ぜひちょっと頭に入れておいてください。今日、別に答弁は要らないです。

最後に紹介したい情報が一つ、したくない情報なんですけど、1か月前にウェブニュースでチャットGPTと結婚しました。AIからプロポーズされ、結婚式を挙げた女性がおみえになるようです。相談していたら、親身になってくれたと。令和の新たな恋愛の形ですということですね。

チャットGPTなど、AIと会話しているうちに恋愛感情を持つようになる人が増えているということらしいんですが、私の主張する恋愛力が高まっても、相手がAIでは少子化は解決しない時代に入るのかなという心配をしておりますということで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開

議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。11番 芳野正英議員。

〔11番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○11番（芳野正英） 皆さん、こんにちは。新政みえ、四日市市選挙区選出の芳野正英でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、一般質問をさせてい

ただきたいと思います。

私からも、同僚でもあり、先輩議員でもあります平畑武議員の御冥福をお祈りしたいというふうに思っておりますし、また、先週、四日市港管理組合議会でも、平畑議員、議長をされておりましたが、在職中にお亡くなりになりましたので、私が引き継がせていただきました。また、議場でも、一見知事からも、平畑議員に対してお悔やみの言葉をいただきましたこと、本当にありがとうございました。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと思います。

大きく四つに分けて質問をさせていただこうと思いますが、一つ目は県民との協働事業の展開についてということで、三重県の市民活動の現状について少し議論をさせていただきたいと思います。

議員各位の皆さんには事前にお配りさせていただいている映写資料の中にも入っているんですが、1枚目の映写資料、私、今回やはりちょっと準備が十分ではなかったなと思うんですが、一部、この映写資料には間違いがございますので、これは流さずに、口頭で三重県における市民協働の歩みという歴史を振り返ってみたいというふうに思います。

そもそも特定非営利活動促進法というNPO法は平成10年に公布、施行されました。このNPO法が施行された中で、三重県というのはいち早く、県庁内にNPO室を同じく平成10年に設置されていますので、当時もこの市民活動に関しては非常に先進県というふうに言われておりました。

私も実はこの当時というのはまだ県外にいたんですけど、京都で働いていました。結構NPOは京都も盛んなんですけど、そのときにも三重県のNPOの話をよく聞きました。北川県政時代でありますけれども、NPO室を設置して、さらには三重パートナーシップ宣言というのを行いまして、これから市民の皆さんと行政が一体となってパートナーとして、行政運営をやっていきましょうという宣言をされましたし、三重県市民活動センターも同年にオープンしました。これが今、アスト津にあるみえ市民活動ボランティアセンターにつながっていると思います。

こうした市民活動の先進県、場所の確保や予算も充実をさせてきたというところもありますし、何よりも私、平成21年から6年間行いました美し国おこし・三重、この事業、ちょうど野呂県政だったと思いますけど、このとき私も三重県に戻ってきていまして、四日市でNPO団体の理事もしながら活動していました。

この美し国おこし・三重というのは、始めた当初は一体何をするのかというのが漠然としていたというふうにも言われていまして、当時、もう既に議員をなさっている先輩方もこの議場におられると思いますけれども、我々市民側も、県の職員が、それぞれ四日市なら四日市の庁舎に来て、市民団体を集めて、美し国おこし・三重の説明を聞いたんですが、何か1回目聞いたときは何をするんだろうというような形でスタートしたんですけれども、これ、取り組む中で、やはり地域おこし、文化の発掘、そういう意味では非常に事業だったのかなというふうにも私は思います。今でも、例えば桑名の千羽鶴ですとか、あと、伊勢地方の擬草紙、革に似せた紙ですけど、こういうのがお伊勢参りのお土産として使われていた。こういうのは今でこそ、こうしていろいろな方に知られていますけど、この復活というのは、美し国おこし・みえの事業において始まったのかなというふうに思っていますし、三重県知事選でも知事が政策集にも、初当選以来、ずっと美し国という言葉は使われていますけれども、そもそも美し国みえという、私も今日、バッジをつけさせてもらっていますけど、これが、やっぱり普及したというか、使い始めたのはもうこの美し国おこし・三重の事業からだったのかなと思いますので、市民協働、そして文化の再興という意味では、この事業というのは非常に成功したのかなというふうにも思っています。

同時にNPOからの協働事業提案というのも平成21年から始まっていますので、これまで行政と、特に三重県政と市民活動というのはしっかりとタッグを組んでまいりましたけれども、この現状と、今の課題というところを、県としてはどのように認識しているのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、市民活動の活性化に向けた取組について、現状、課題を答弁させていただきます。

市民活動は、県民の皆さんが自発的に様々な地域課題の解決を図り、よりよい地域社会をつくろうとする社会貢献活動であります。

その担い手の一つである特定非営利活動法人、いわゆるＮＰＯ法人と呼ばれるものですが、これは令和６年度末現在、県内に７３０団体ございます。そして、医療・保健・福祉、まちづくり、子どもなどの幅広い分野で、行政では行き届かない支援や専門性を生かした取組などを行っていただいています。

このほか、県内各地で、まちづくり協議会をはじめ、多様な主体による様々な市民活動も展開されております。

一方で、県内のＮＰＯ法人数は、令和２年度をピークに緩やかに減少しております。スタッフの高齢化による人材不足や後継者不足に加え、資金不足といった課題を抱え、活動の維持が難しくなっていることが要因となっており、現在活動中のＮＰＯ法人からも同様の課題に苦慮しているとの声を聞いています。

このため県では、アスト津にあります市民活動の中核拠点、みえ県民交流センターにおきまして、市民活動団体の資金調達に関するセミナーや先進的な取組事例を共有する研修会などを開催しております。

令和４年度からは、県民の皆さんや民間企業から寄附を募って市民活動を応援する県民応援ＮＰＯプロジェクトというものを実施しておりまして、団体への資金提供に加え、事業内容のブラッシュアップや自走化に向けた助言など、きめ細かな伴走支援を行っております。

こうした取組を通しまして、例えば、児童発達支援施設をサポートする拠点を新設した団体や、不登校支援ネットワークを拡充した団体もございます。

今年度は、医療的ケアが必要な方々が自ら描いた絵をデザインとして取り入れた商品を販売し、社会参画を支援する団体や、学校や家庭での悩みを抱える子どもたちの居場所づくりに取り組む団体などへ支援を行っておりまし

て、他の団体のモデルとなるよう期待をしているところでございます。

今後も、市民活動団体が運営基盤の強化を図ることができるよう、セミナー等を引き続き実施するとともに、来年2月には、新たに若い世代に活動の担い手となっていただけるよう、高校生や大学生を対象とした交流会を開催する予定です。

これらの取組を通しまして、市民活動の活性化を一層推進してまいりたいと考えております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

NPO団体が730団体ということですが、それ以外にも市民活動を担う団体というのは、一般社団法人もそうですし、そもそも法人格を持たなくてもNPO活動というのはできると思いますし、最近で言えば、労働者協同組合とか、いろんな法人格ができてきていますので、総じた活動について、先ほど課題も述べていただきました。

特に今日、二つ目として、ユニバーサルデザインという一つの政策テーマを基に、先ほどおっしゃったような課題について、そしてこれからその取組をどうやって進めていくかというのを少し皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思うんです。

はじめにお話をしておきますが、今の県のユニバーサルデザインの取組が全く駄目というわけではありません。もちろん施設整備・ユニバーサルデザイン班があって、そこの職員もしっかり取り組んでいただいているんですが、ただ、こういう視点も必要なのかなというところを少し最後に御提案していきたいというふうに思っています。

そもそもこのユニバーサルデザインも、これまた、三重県としても先進的な取組で、平成11年、1999年に三重県バリアフリーのまちづくり推進条例というのを施行して、バリアフリーのまちづくり推進計画に沿った取組というのを進めてこられましたし、平成19年にはそのバリアフリーという考え方をユニバーサルデザインというふうに名称を変え、そして拡大をして、条例も

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に改正して、これまで第5次にわたって、ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画という、これ、（実物を示す）ちょっと今日、計画をお持ちしましたが、こういう形で捉えて取り組んでもらっています。

ただ、実際に取り組んでいるUD、これはユニバーサルデザインのことで、ちょっと時間がないのでこれからUDと言わせていただきますけど、UDに関わる団体から、三重県の関わり方が薄くなっているんじゃないかとか、交流がなくなってきたんじゃないかという声を聞くんです。なぜそういう状況になってきたかというのを後ほどお話ししたいと思います。まずは、ユニバーサルデザインの推進について、三重県としては、こうした団体とどのように取り組んでいるのかをお聞かせいただければと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それではお答えさせていただきます。

県民のユニバーサルデザインへの関心を高め、思いやりのある行動につなげるためには、県民一人ひとりのユニバーサルデザインの意識づくりが重要というふうに考えております。そうした取組を進めるためには、地域に根差した啓発活動の展開が必要であり、県・市町や学校、市民活動団体等の様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むことが効果的だというふうに考えております。

そのため、県としまして、地域の啓発活動においてリーダー的な役割を担っていただくUDアドバイザーを育成してまいりました。現在では、UDアドバイザーを中心に設立されましたUD団体が、学校出前授業や地域のイベントなどにおける啓発に取り組むほか、新たなアドバイザーの人材育成に至るまで、重要な役割を果たしていただいております。県としましては、この学校出前授業の実施に当たっては、UD団体と学校間の調整を図るとともに、経費や物品の支援を行うほか、団体からの要請に応じて職員の派遣を行っております。

また、UD団体が開催するUDアドバイザー養成講座に職員を講師として

派遣するなど、連携して取り組んでいるところでございます。

さらに、UD団体と県による意見交換会を開催しておりまして、情報交換やネットワークづくりなど、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、団体からいただいた提案を基に県の取組の改善につなげているところでございます。

今後、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを一層進めていくためには、UD団体が行う事業など、様々な機会を捉えてコミュニケーションを充実させるなど、県と団体の連携をより効果的なものとする必要があります。このため、今年度開催を予定しております意見交換会において、こうした点について具体的に話し合いたいと考えております。

また、第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画が令和8年度に最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向け、UD団体など様々な主体の皆さんからの意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

先ほど、部長の答弁もありましたように、UDアドバイザーというのが、2000年から10年間にわたって、県の予算で養成していただきまして、この推進計画でも1074名養成されました。

しかし、そこからもう20年近くたっていてまして、新たに、平成29年度から令和3年度は同じようにまたUDアドバイザー養成講座を再開していますけれども、こちらはもうUD団体が開催をするということで、三重県ではなくて、UD団体のほうでもうやってくださいということなので、団体が、手弁当というか、それこそ企業から寄附を頂きながら開催をしています、これもなかなかいろいろと負担がかかってくると思います。

あわせて、この出前授業も、先ほど調整を県が行っているというふうにもお話をされていましたが、ただ、そうは言いながら、こういう日時にこの学校でやってくださいというところまで行きますけれども、その後の細

かい授業の調整等はUD団体の方が行きます。ですから、授業に1回行くだけじゃなくて、事前の打合せに結構何度か足を運ばないといけないということもありますので、そう考えると、UD団体側の負担も非常に大きくなってきているのが現状だというふうに思います。

三重県としては、よくこういう市民団体の活動については、いずれは自走してってください、三重県からの支援は、初めはありますけれども、いずれは団体として自走してほしい、この考えというのも確かにあると思います。ただ、このユニバーサルデザインですとか、多文化共生、さらには先ほど、環境生活部長がお答えになった居場所づくりですとか、こういう三重県として取り組んでいく政策を市民団体と一緒にやる以上は、もう少ししっかりとした財政的な支援というのもあってしかるべきかなというふうに思います。

さらに、もちろんこれは予算だけの話じゃないと思うんですね。先ほど意見交換会も行っていたいておるという御答弁でしたが、団体の代表の皆さんとの意見交換というのは行われていますけれども、例えばその団体がやっているような総会、NPO法人であれば年に1回総会を行います。私もとあるUD団体のメンバーですので、総会に参加をさせていただきますが、本当にいろんな声を聞かせていただきます。ですから、団体の代表だけではなくて、年に1回ですから、そうした団体の総会ぐらいには、県の職員も出席をしていただいて、雰囲気を感じ取っていただくとか、そういうのをぜひともお願いしたいなというふうに思っています。

そもそもUDアドバイザー自体が10年、15年たってきていますので、高齢化してきていますし、その意味では、その団体だけではなくて、県の主体で再度の養成講座、先ほど1074人というのをお答えしましたけど、それから15年ぐらいたって、実際何人活動しているかという、大分ちょっと減ってきているという声も聞きますので、再度の養成講座の実現というのは県主体でやっていく必要があるのかなというふうに思っています。もう一つは、このユニバーサルデザインの分野は日進月歩の世界でもありますので、いろんな、例えばデジタルツールの普及等で、UDが進むということもありますが、市

民団体ではなかなかそういう情報というのは把握しづらいと思うんですね。そういう意味では、UDアドバイザー自体のアップデートというか、一遍アドバイザーになったけれどもさらなる深い勉強をしたいという方もいますから、そうした研修を県が主導するなり、またはデジタル推進局と連携をするとか、そういうような取組が必要じゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） 先ほどお話しいただきました総会などに顔を出してということもございましたので、そういった部分につきましては、様々な機会を捉えて、コミュニケーションさせていただくいろんな場はあると思いますので、検討させていただきたいというふうに思っておりますし、今、情報提供で研修というお話もありましたけど、そういった部分も、いろいろこれから具体的な話合い、コミュニケーションを通じてさせていただきながら、どういったことを県がしていけるかということは検討させていただきたいというふうに思っております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

ぜひとも声を聞いていただいて、特に三重県が主導的に取り組んでいる政策を、市民の皆さんの力も借りているという認識で、しっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。時間がなくなってきました。

ここまで来て、改めて知事に問いますけれども、これまで先進県として市民団体との連携に取り組んできましたのですが、一見県政のいろいろな取組、私も3年余り知事のお話を聞かせていただくんですが、所信の表明ですとか、提案説明なんかで知事のお話を聞かせていただく中で、市民協働とか、そういうところの指摘があまりないなというふうに思っています。ただ、これはもちろん、市民協働から一歩進んで協創という、もう実際に市民が中に入り込んで、しっかりやっていますよというところもあるのかもしれませんが、改めて知事のこの市民協働や市民との協創という事業についての認識を問わ

せていただくとともに、来年、三重県誕生150周年記念事業の実施ですので、広く県民の皆さんと連携、展開することが重要だと思いますが、この点についての知事の所感をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） よく言われますのは、知事というのは県のリーダーやでって言われるんですけど、いや、ちやいます、ちやいますっていつも言っているんです。三重県の持つ機能というんですか、いろんな要素があって、例えば立法の機能でいうと、県議会の議長は県の立法府のリーダー。それから、経済界でいうと、経済界をまとめておられる商工会議所でございますとか、あと中小企業団体中央会、レディース中央会がリーダーであったりというようなこともあるわけでございますけれども、私は行政府の長官ではないかなと自分自身で思っているわけです。

行政は先ほど議員から御指摘をいただきましたけど、広範な業務を展開しております。行政府の人だけ、いわゆる公務員だけ、県の公務員、あるいは市の公務員、町の公務員だけでは、県民、市民、町民のための行政というのは展開しにくいのは事実でございます、企業であるとか、市民の皆さんの御協力を得る必要があります。

特にユニバーサルデザインもその一つでありまして、私は前の仕事をしていたときに、バリアフリー、ユニバーサルデザインの仕事を3回にわたってやってまいりました。例えばDPI日本会議の方々と議論をし、ユニバーサルデザインの社会というのはどうやってつくっていくのかというのも考えていかなければいけないと。それをやるためには、やっぱりNPO法人の皆さんの声というのは物すごく力が大きいなというふうに思っておるところでございます。

したがって、我々行政が展開をしなきゃいけないものというのは当然あるんですけど、市民の皆さんのお力を借りながらであったり、特に福祉分野はやっぱり大きいかなと思っています。特に、リンクワーカーの方々もそうだと思っておりますので、これからも、市民の皆さんのお力をお借りしな

がら行政を、県民のために、市民のために、町民のために展開をしていくということをやらせていただきたいと思います。

その最たるものが、2番目に御指摘をいただきました150周年の事業でありますけれども、この実施に当たっても、皆さんのお力をお借りしながら。特にこの150周年というのは安濃津県、三重県に変わりましたが、三重県と度会県が合併をしてから150年ということですが、その中には当然経済活動もあるわけですし、もちろん市民活動もあるし、様々な産業も発展の形があるわけですので、県民の皆さんのなるべく多くの方の参加ということを求めていくことが大事かなと思っています。

また、ここから先50年、どうやって三重県は発展していくのかって考えたときに、やっぱり若い人たちに参加してもらおうというのも大事であると思っていますので、今、どういう形で若い方々の力を結集できるか、参加していただけるか、そういったことも考えています。

150周年に関しては、キーワードは、主役は子どもたちということであります。19世紀のアイランドの劇作家のジョージ・バーナード・ショアは、若者には若さはもったいないというふうに言いました。これは別に若者をばかにしているわけでも若さをばかにしているわけでもなくて、若さというのはすばらしいものだ。それを持っている若者というのは、やっぱり力を持っているということですので、そういった人たちの力を結集するというのが、これからの三重県、発展を期していくのに大事なと思っています。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

ただ、やっぱりちょっと物足りないなというところがありますので、2点だけ指摘をさせていただくと、一つは、やはりなぜ市民協働するのかというところで、もちろんおっしゃられたように限られた予算や行政資源の中で行政運営をやっていくにはやっぱり市民の力が必要だというふうに思うんですけど、一方で、市民活動に関わる市民の皆さんというのは、アクティブ・シチズンと呼ばれるように自発的に行動する意識、これが私、今後の民主主義

にやっぱり必要だと思うんですよ。

だから、お任せ民主主義ではよくないですし、今、インターネット上で行われるようなああいうやり取りだけが民主主義でもなくて、実際に市民の皆さんが行動して市民活動することで、やはり民主主義は何なのか、行政との連携は何なのかというのを知っていただくために、僕はやっていく。要は行政の都合だけで市民協働をやるわけではないと思うんですね。それによって、実際、行政とぶつかるということはないと思いますが、認識をすり合わせるころは違ってくるころもあると思いますが、それに応じて信頼が生まれてくる。行政への信頼というのが市民に任せることによって生まれてくるんじゃないかなというふうに思っています。

本当に学識深い、認識が深い知事なので、そういうところもちよっとぜひ思ってもらえればと思いますし、そのために市民を鼓舞するのはやっぱり僕はリーダーだと思うので、先ほど行政府の長官という、ずっと知事はその認識をお持ちだと思いますけど、ここは政治家としてのリーダーシップというのを、私はそれを持ち得る逸材材というふうに知事のことを思っておりますので、ぜひ実際ここは強い発信で市民の皆さんに、若者に訴えることが出てくるのかなと思いますので、高校生や中学生が奮い立つような、そんなリーダーシップを見せていただきたい。これ、再質問したいんですけど、もういいです。分かっていたいたかなと思うので、ぜひそこはお願いしたいと思いますし、150周年だけではなくて、3年後の令和10年は、NPO法成立30周年、三重県のNPOの協働パートナーシップ宣言から30周年なので、私はこれを機会に、そうした市民協働の取組をもう少し活発化させる契機ではないかと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

では、2番目の海蔵川の桜並木の保全についてなんですけど、実はこれも初め、この市民協働という中にぶち込もうと思っていたんですよ。要は今、四日市の海蔵川でも、これまで何十年にわたって、地域の海蔵地区の住民の皆さんが桜まつりを取り組んでおられましたけれども、残念ながら、桜の老朽化等もございまして、今年中止となりました。全国的なニュースになった

ので、皆さんも御存じかと思います。

四日市はこの海蔵川以外も、富田の四日市高校のすぐそばにある十四川ですとか、竹谷川とか、鹿化川とか、桜祭りをやるような堤防上の桜並木はたくさんありますし、三重県でも伊勢市の宮川なんかは江戸時代から続く桜の渡しというの也有ります。江戸時代からの名所となっている桜並木もございしますが、こうした桜の保全をどうしていくのかというのをぜひ考えていただきたいと思いますが、（パネルを示す）私、11月の頭に、河津川という静岡県県の二級河川を視察してまいりました。ここで静岡県と、そして地元の自治体の河津町と、そこの河津桜守人という、この地域の河津桜を守っている住民の皆さん等の話を聞かせていただきました。この河津桜というのは早咲きの桜で1か月ぐらい咲く、どっちかというと山桜系なので、ソメイヨシノともちょっと違いますが、この左の図表にあるように、河津町はまちづくりの中にマスタープランにも入れ込んだりして、桜でまちおこしをしていこうというふうにしています。

一方で、河川整備という意味では、右側の計画等々がありますけれども、維持管理指針をつくり、さらには水系の河川整備基本方針というのを県と町でつくって、桜並木基本方針というのをつくりました。それを踏まえた上で、この河津町河津桜まちづくり計画というところまで昇華をさせてきています。

（パネルを示す）この河川の場合は、平成10年に河川法というのが変わって、川沿いに樹木の植樹はできないというふうに変わりました。ですので、今、河津町の計画、見ていただいていますけど、この現在のこっち側が、実際河川です。そうすると、河川側の斜面には、今、桜並木が植わっていますけど、これ、国土交通省のガイドラインでは駄目なんですね。なので、今、河津町は県と相談して、この奥の堤防をどんと広げまして、ここに植樹をしています。そして、ここに広く歩道を取って、その間にもう一本木を植えて、既存木をいずれ伐採して、この2本でこういう桜並木、こっちは川ですから、川から少し離れたところに桜並木を造るというふうな形で整備をしていこうとしています。

実際、海蔵川も川沿いに桜が植わっていますので、今後課題となってきますけれども、この整備が必要です。（パネルを示す）実際、見てきましたけれども、11月に行っていますから、残念ながら桜並木はないですけれども、これが今、川沿いに植わっている木ですね。真ん中に植樹されて、ここにも植樹されて、もう早いところは3列植わっているわけですね。いずれこの木を伐採して、こことこの桜並木にするというふうに今取り組んでいます。さらには企業から寄附をもらって記念植樹で植樹をしている。つまり、地元の負担をなるべく減らして、企業や市民からの寄附で植樹をしていこうというふうにしています。

こうした桜の保全にどのように取り組んでいくかというのを、ぜひ、海蔵川も老朽化が進んでいますけれども、桜まつりの再開、継続を見据えて、四日市市や地元住民と連携して保全に取り組んでいただきたいと思います。県、県の考え方を聞かせていただきたいと思います。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） ただいま海蔵川の桜並木の保全についてお尋ねがありました。

海蔵川沿いの堤防に植えられている桜は、昭和30年代に地域住民の皆様により植樹され、守られてきましたが、令和6年に海蔵川桜まつり実行委員会が樹木医による樹木診断を行ったところ、老木化により落ち枝や倒木が危惧されることが判明したため、令和7年度の海蔵川桜まつりは中止となりました。

こうした中、地元まちづくり協議会、連合自治会、桜まつり実行委員会の3者からは、河川管理者である県に対して、桜並木を保全し、桜まつりを再開したいとの切実な御要望をいただいているところでございます。

桜まつりには県内外の多くの方々が鑑賞に訪れるなど、海蔵川の桜並木が地域の皆さんに愛され、貴重な地域資源となっていることから、県土整備部としても、この大切な桜が適切に保存されるよう、できる限りの協力をしていきたいと考えております。

桜まつりの再開、継続に向けて、御紹介いただいた河津桜まつりの例、これは非常に私は思い入れが深い事例でございまして、国土交通省の沼津河川国道事務所ですら事務所長をしていたときに、当時、河津町長から技術的なアドバイスを求められ、河津町が主体となって取りまとめた更新計画であります。ここで肝になるのが、やっぱり河津町が主体となって取りまとめたということです。

我々といえども、この例を参考にしながら、桜並木の保全の在り方について、河川管理者としての責務である治水上の安全確保にも配慮しながら、四日市市及び地域住民との調整を進めてまいります。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

部長がそういう経歴だったというのは初めて知りましたので、ぜひとも、それを契機として、ぜひ桜並木への思い入れは強いと思いますので、進めていただきますようお願いをします。

それでは、3番目の高等学校の探究学習における企業等との連携について、これも実は市民活動と関わる場所なので、初めに入れ込もうかなと思っていたんです。今年の3月の私の一般質問でも、この探究学習については質問させていただきましたので、探究学習の重要性についてはもうこれ以上語ることはないんですけども、ちょうど今年10月に伊勢市で行われた三重県高校生スイーツコンテスト、そして11月1日に多気町のVISIONで第2回 I s e C h a P r o m o t i o n A w a r d、これらに両方参加してきました、ともに高校生が非常に活躍をされていましたが、最近、この三、四年、実業高校が、四日市農芸高校とか、明野高校とか、相可高校が参加しているんですけど、今回、I s e C h a P r o m o t i o n A w a r d なんかも、飯南高校ですとか、そういう普通科の高校が出場することが増えてきました。

また、私も先日とある学校の高校3年生から、探究学習入試のアドバイスをくれというので、私がアドバイスして受かんのやろうかとか思いましたけ

れども、今、実際、探究学習入試についてもすごく勉強させていただきました。高校時代に探究学習をやった内容をパワーポイントで作ってプレゼンテーションして、それを15分ぐらい、七、八分説明して、8分ぐらい質疑応答して、その後、それとはまた別に面接があるというのが探究学習入試で、本当に今、3分の1の入試が探究学習を通じて行われているというふうに言われています。関西学院大学の探究評価型入学試験ですとか、国立でいうと、奈良女子大学が探究力入試「Q」という入試科目、入試の制度として探究学習を取り入れております。

普通科から受験できる学校が増えてきていますが、この普通科における探究学習、実業高校は割とやりやすいんですけど、どう普通科で探究学習を行っていくかというところ、地元の企業や大学等との連携が重要と考えていますが、どう取組を進めているか、教育長からお聞かせいただきたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、普通科高校における探究学習について答弁させていただきます。

探究学習とは、生徒が自ら問いを立て、答えを見つけ出す過程で、予測困難な時代を生き抜く思考力や表現力を育む学習活動であり、学びを深める上で、地元企業や大学等との連携は不可欠であります。特に普通科高校で学ぶ生徒にとって、社会の課題や学問の最前線に触れる経験は、自身の知的好奇心を刺激し、より深い学びへと向かわせる大きな原動力となっています。

普通科高校では、各学校において、特色ある探究活動の取組を進めています。今年度から探究科を設置しました川越高校では、高性能パソコン等を配備したDX探究ラボルームを活用しまして、三重大学生のサポートを得ながら高度な探究活動を進めています。同じく今年度探究科を設置しました上野高校では、フィールドワークによる地域課題解決型学習や複数の教科を横断的に学ぶ学習活動を展開しています。

それから、大学との連携も活発に行われています。一例を挙げますと、伊

勢高校ですが、皇學館大学の教員から指導を受ける探究活動や、鈴鹿医療科学大学の研究施設を利用した研究を行っておりまして、その成果は東海地区や全国の研究大会で発表されるなど、高いレベルの学びへと発展しています。

それから、地域企業との連携についても、四日市高校の探究活動成果発表会に、日頃から支援いただいている地元企業10社が製品等を紹介する企業ブースを出展しています。生徒たちは各ブースを訪問し担当者と直接対話することで、自らの発表内容について企業の視点から具体的な助言を受けるなど、地元企業への理解を深める貴重な機会となっています。

それから、学校の枠を超えた取組として、外国人を雇用する県内企業やベトナムの事業所を訪問する研修を今年8月に実施いたしました。この研修には普通科高校の生徒を中心に13校20名が参加しまして、多文化共生について学びを深めました。協力企業からも、多角的な視点や他者を尊重する姿勢に確かな伸長を実感しましたと高く評価いただきました。

さらに、令和8年度に向けましては、地元企業との連携を強化するため、普通科高校と企業を効果的につないでいけるよう検討を進めていきたいと考えています。

地元企業や大学等の外部機関との連携は、探究活動を充実させ、生徒の学びを深めるために不可欠でございます。今後とも、普通科高校に限らず、全ての県立高校における探究活動の充実に取り組んでまいります。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

まさに企業と取り組むことによって、三重県内にどういう企業があるのかというのを知っていただくということは、いずれ就職のときに三重県に戻ってくる契機にもなると思いますし、非常に今、多岐にわたって御説明をいただきましたので、ぜひともこの普通科における探究学習の充実というのは、今後も進めていただきたいと思います。

また、探究学習フォーラムもありますけれども、県の教育委員会ですから、高校が主になってくると思いますけれども、三重県が企業と取り組むこの流

れを、小学校とか、中学校でやる場合にアドバイスができるような、そういう展開もお願いをしたいというふうに思います。ありがとうございます。

最後の三重県の観光戦略についてお聞かせいただきたいと思います。

一つ目のナイトタイムエコノミーについてということで、夜の経済。この議場におられる皆さんも、そういうのが得意やという方もたくさんおられるかもしれませんが、今ちょっと笑っておられる方もいましたが、2016年に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正されて、それまで夜12時を超えるダンスとか、エンターテインメントの営業というのが禁止されていたのが、2016年以降は新たな営業許可で適法化されました。

ナイトタイムエコノミーという考え方は、夜の、ちょうど夕方の6時から朝の6時までがナイトタイムというふうに定義されていますけれども、これを観光、文化、まちづくりに生かすというふうな考え方です。

一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会というのも日本では設立をされていますし、今年の2月の5日、6日には、イギリスのバーミンガムというところで、ナイトタイムエコノミーサミット2025というのがあり、世界中でそういう取組が進んでいます。

実際、イギリス・ロンドンが一番ナイトタイムエコノミーが盛んだと言われてますし、スペインのマドリードですとか、アメリカのニューヨークとか、そういうところが夜を活用している。日本は、まだまだその活用が十分進んでいないと言われてます。それは、普通に飲んで、食べて、カラオケを歌って、これも今、日本の文化としてPRしようとしていますけれども、ナイトタイムエコノミーというのは、この議場の方が好きな方向というよりは、どちらかというと文化的な側面。今、ナイトタイムエコノミー推進協議会でもあるように、例えば京都府、京都市、滋賀県が共同でナイトミュージアムKANSAIというのを実施してまして、美術館や博物館の夜間営業、特に秋、春というのは、こうした夜間開館が非常に盛んでもありますし、寺社仏閣の夜間拝観なんかも取り組まれています。

三重県観光振興基本計画、昨年の3月に策定をしていただきましたけれど

も、三重の特色を生かした滞在型観光の推進というところは、アドベンチャートラベルを入れたりですとか、割と日中の観光をメインにしていますが、それももちろん大事なんですけど、夜間観光も、インバウンドに非常に有効なんです。先ほど申し上げたように、海外では、夜のオペラ座の鑑賞ですとか、その後はどう交流していくかみたいなのところもありまして、非常に外国人にとってはナイトマーケット、夜市というのがあります。こういう取組が進んできていますけれども、インバウンドの復活がまだまだ十分ではない三重県としては、このナイトタイムエコノミーというの県として積極的に取り組んでいく必要があるのじゃないかなと思います。

このことを観光部長にお聞きするとともに、観光客だけではなくて、先ほどの博物館とか、美術館の夜間開館は、県立文化施設、県民の皆さんにも利用してもらえますから、そういう意味では、県民の皆さんの文化力の向上というところでも、この開館時間の夜間延長、NTE、ナイトタイムエコノミーの考え方を取り入れたらどうかということを質問させていただきます。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） ナイトタイムエコノミー、夜間観光に関する県としての取組について御答弁を申し上げます。

ナイトタイムエコノミー、夜間観光については、夜間の旅行者の回遊性を高め、旅行消費額の増加や長期滞在につなげていくという意味でも、重要な取組だというふうに考えております。

本県においても、夜景やイルミネーションなど、夜も楽しんでいただける魅力的な観光資源が数多くあり、これらを活用して夜間観光に取り組む市町等の支援も行っているところです。

例えば、四日市観光協会では、宿泊客に市の歴史や食文化への理解を深め、再び観光に訪れていただけるよう、地元の方々と交流するガイドつき飲食店巡りの旅行商品化に取り組まれておりまして、県でもモニターツアーの実施ですとか、テスト販売などの面で支援を行わせていただいております。

また、三重県観光連盟の公式サイト、観光三重や季刊誌などにより、花火

ですとか、工場夜景を特集しておりまして、紅葉のライトアップ、冬の夜を彩るイルミネーションなど、夜間のイベント情報についても発信を行っているところでございます。

引き続き、夜間の観光を楽しみ、より長く滞在していただけるよう、市町等の観光資源の磨き上げや旅行商品化の取組を支援していくとともに、三重県観光連盟とも連携をして広く情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 私からは、県立文化施設にナイトタイムエコノミーの考え方を取り入れることについて答弁をさせていただきます。

県立文化施設では、文化や芸術に触れ親しむ機会をより多く創出するため、閉館後の時間を活用した取組も実施しております。例えば、総合博物館では、今年、地獄をテーマにした夏の企画展におきまして、閉館後のナイトミュージアムを5日間実施しまして、約130名の親子や高齢者の方々が懐中電灯を使って地獄絵図や閻魔王像等の観覧体験をしました。

また、県立図書館におきましては、県立美術館で開催中の企画展の作品や関連書籍に係るトークイベントを実施したり、斎宮歴史博物館では、毎年6月、斎王まつりの開催に合わせて延長開館を行っております。

さらに、県立美術館では、文化以外の分野と連携した取組として、美術作品を鑑賞し、意見を交わしながら、アンコンシャスバイアスに気づき、互いの違いを認め合う、そういったきっかけをつくるワークショップを毎月20日の夜間に行うこととしております。

延長開館でのイベントなどについては、夜間ならではの趣向を凝らした工夫をすることによって、特別感を体感していただいております。参加者に満足していただけているものが多く、開館時間に来られない方に来館していただくことにもつながっていると考えます。

一方で、県立美術館では、来館が多いと見込まれる企画展において延長開館を過去に数年実施したことがありましたが、来館者は多くありませんでし

た。また、総合博物館では、平成31年度に利用状況を踏まえて閉館時間を19時から17時に変更しております。延長開館には人員の確保や光熱水費等も必要となるため、やはり集客に見合った企画運営が必要であると考えております。

県立文化施設におきましては、延長開館を実施することには課題もあるものの、引き続き、夜間ならではのイベントなどを実施することで、県民の皆さんの期待やニーズに応えられるように取り組んでまいります。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。既にいろいろ取り組んでおられるというのがよく分かりましたし、今回、夏にやった地獄のやつ、なかなか面白い企画だなというふうに思っています。ただ、やっぱり5日間で150人なので、おっしゃるように、ちょっとまだ少ないのかなと思いますけど、そこがやっぱりPRの仕方かなとも思いますので、ぜひそこに取り組んでいただければなと思っています。

（パネルを示す）実際、今現在もこれ、ちょうど11月22日から今度の日曜日までは、そうぶんの月灯りということで、アートの庭というのをやっていますし、パープル・ライトアップということで、女性に対する暴力をなくす運動の周知ということで、こういうライトアップもしていただいています。例えば、こういう時期に合わせて、博物館であるとか、図書館とかの延長ですとか、または、今度博物館もポケモンの化石の展示をしますけど、この前のジブリもそうですが、やはり非常に来場者がたくさん来るのが想定されるような、ポケモンもキラークンテンツですから、恐らく非常にたくさん集まってくると思うので、そういう時を捉えて、イベント的に夜間の取組をするというのは必要なというふうに思っています。

また、人件費、光熱費がかかる問題も、実は今日あんまり時間がないので触れませんでしたけど、いわゆる変動料金制、ダイナミックプライシングと言いますが、これもまたいずれ議論したいと思いますが、この考え方を導入することで、特別料金を上乗せすることもできるのかなというふうに

思っていますので、またそういうことも御検討いただければと思います。

観光について、二つ目ですね。大阪・関西万博を踏まえた今後の誘客促進の展開についてですけれども、閉幕しました大阪・関西万博の、特に関西パビリオンの三重県ブースは63万2334人、関西パビリオンの中では最多の来場者を誇るということで、非常にこれは、担当した雇用経済部の皆さんですとか、関西事務所の皆さんとか、県庁一丸となって取り組んだ結果かなというふうに思っていますので、本当にお疲れさまでございました。

その中から三重県の誘客というのを取り組んでおられましたけれども、これをレガシーとか、経験として、来年2026年は愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会、その翌年2027年は横浜の花博、国際園芸博覧会がありますから、この大規模イベントにどういうふうにして誘客を取り組んでいくのかをまずお聞かせください。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） 大規模イベントを契機とした誘客の取組についてお答えを申し上げます。

先ほど議員からお話のありましたとおり、今年度三重県では、大阪・関西万博の関西パビリオン内に三重県ブースを出展しまして、60万人を超える多くの方々に三重の魅力に触れていただきました。

同時に、ブースへの来場により、三重県への関心を高めていただいた方々に、後日、実際に三重県を訪れていただくため、県外在住の方を対象にした「三重へおいおい！キャンペーン」を実施しているところでございます。

7月下旬のキャンペーン開始以降、当初の想定数を大きく上回る5000人近い方々に三重県を既に訪問いただいております、来訪いただいた方からは、ブース内で見たものを実際に現地で体感したいと思い三重に来たといったお声も聞いておりまして、取組の効果を実感しているところでございます。

また、来年9月から開催されるアジア・アジアパラ競技大会につきましても、本年10月に報道関係者の方等が集う会議において観光PRを実施するなど、大会を契機に三重の魅力をPRしているところでございます。

こうした大規模イベントへの参加者を着実に三重県への来訪につなげるためには、三重県の魅力を単にPRして終わりということではなくて、それぞれのイベントの参加者の属性等をしっかりと見極めた上で、どのような取組が効果的であるかをしっかりと検討し、施策に反映する必要があるというふうに考えております。

引き続き、万博で高まった機運を逃すことなく、さらなる誘客につなげられるよう取り組むとともに、今後の大規模イベント等を契機にして、効果的な誘客施策を検討してまいりたいと思います。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

時間がないので、再質問はしませんが、まだちょっとふわっとしているのかなと思うので、本当に具体的にぜひ取り組んでいただきたいなと思います。特にアジア・アジアパラ競技大会は、もう時間もないですし、三重県としてあんまりアジア大会に、県庁の職員と話していると、皆さんあんまり積極的に関わっていかないような感じがするんですけど、せっかくすぐ目の前でアジア最大のスポーツのイベントをするわけですから、もうちょっと積極的に今の段階でもこういうことをしますというのは出していただいたほうがいいんじゃないかなと思っています。

この前、名古屋駅で移住の促進のPRをされましたけど、こういった期間中に、三重県のPRを名古屋駅ですとか、金山駅とか、そういうところをジャックするぐらいの企画であるとか、実際、宿泊施設が足りないって言われていますから、確実に桑名ですとか、北勢地域、津、三重県内の宿泊施設も、観戦者ですとか、関係者は利用されるわけですから、そのまま帰らせるのはもったいないと思うので、ぜひここはもっと積極的に、時間がない中ですが、戦略的に誘客を促進していただきたいなというふうに思っていますので、強く要望させていただきます。

最後に、著名人の発信力を活用した情報発信についてというところで、要は、言いたいのは観光大使なんです。観光大使も、観光三重の中に載ってい

ますけれども、長く続けておられる方もいますし、もちろん無償でされている方も多いので、なかなか言いづらいのかもしれませんが、実際、私が見ていても、この人最近見ないよなという人も観光大使になっていませんかと、誰とは言いませんけど、今回は。でも、やっぱり見直しも必要かなと思いますが、なかなかその見直しが難しいのであれば、私の知り合いのというか、タレント活動されている方の中で、私も観光大使をやりたいんですよって三重県出身の方によく言われるんですけど、なかなか観光大使になるのは難しいところもあると思います。

ただ、SNSを活用した観光戦略が主流となっているので、そういうSNSでPRをしていただけて、若者に刺さるような方を、観光大使まではいかないけれども、そういう役職をつくって、発信力を強化すべきだと考えておりますが、この点はいかがでしょう。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） 著名人の発信力を活用した情報発信について御答弁申し上げます。

三重の魅力をより多くの方へ効果的に発信するために、三重県にゆかりがあり、発信力を有する方に御協力をいただきまして、県内での体験等を交えて情報発信いただくことは重要な取組であるというふうに考えております。

このため、今年度は、誘客促進を図ることを目的としまして、三重県にゆかりがあり、全国的に強い発信力を有する方に、本県の魅力を集中的に情報発信いただく制度の運用を新たに開始しております。

その第1号として、漫才コンビ、バッテリーズの寺家氏に三重おこないナビゲーター2025として委嘱しまして、本年7月に東京で開催した観光情報説明会、みえ旅レセプションをはじめ、県のイベントへ積極的に出演いただいております。

また、自身の活動としてユーチューブチャンネルを開設して、観光スポットや食文化など様々な三重の魅力を、三重ゆかりの有名人や人気お笑い芸人と共に毎週発信するなど、県内誘客に向けたPRを積極的に行っていただい

ています。

また、海外向けには、約650万人ものフォロワーを有するタイの著名な俳優であるオーパルさんを、Mie Inbound Ambassador 2025の第1号に委嘱をしまして、インフルエンサーの発信力を活用した情報発信も強化しているところです。

例えば、本年11月には、県内観光地への訪問動画を自身のユーチューブチャンネル等で公開され、本県の魅力と併せて、関西国際空港からのアクセスのよさも発信いただいたところ、90万回以上の再生が行われ、ぜひ行ってみたいとのタイの方のコメントなども寄せられるなど、タイにおける本県の認知度向上にも御協力をいただいているところです。

引き続き、三重県の魅力やよさを効果的に情報発信できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

おいしいナビゲーター、寺家さんの動画を私も見ました。津の丸之内商店街のじけ洋装店というところが出身なので、そこの実家へ行ったりとか、なかなか面白い動画でありますし、三重県というテーマの漫オネタもありますから、そういう意味での発信って面白いなというふうに思っていますが、おいしいナビゲーターは2025年度だけというふうにお聞きしているので、毎年度、いろいろ更新するなり、メンバーを増やすなりして、そうした発信を希望している方に気軽に参加してもらえるような、そういう取組をぜひ続けていただければと思っています。

塩野部長の真面目な御答弁なんですけど、やはり観光というのはある意味で面白みというか、にぎやかさも必要だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思いますし、知事もぜひリーダーシップを、私は本当に一見知事には期待したいというふうに思っています。観光の部分もそうですけど、今後、やはり大規模なイベント等での発信力というのも問われてくると思います。ぜひとも知事には、市民の皆さん、県民の皆さんに広がるように、そして、三

重県魅力を発信するのも、これもまたそうしたインフルエンサーだけでなく、知事の役割でもあるのかなというふうに思っていますので、そのことを期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

中川正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。35番 東 豊議員。

〔35番 東 豊議員登壇・拍手〕

○35番（東 豊） 大変お疲れのところ申し訳ございません。中川正美議員の質問に対する関連質問の許可をいただいたので、質問させていただきたいと思います。

「平成の合併」から20年についてというテーマでございまして、「平成の合併」による効果や課題、現状ということで質問をしていただき、地域連携・交通部の部長から御答弁をいただけたところであります。

そのことについて、私も実は一般質問、合併20周年ということで、各市町が式典に招かれて出席するというので、改めて20年前のことを振り返りました。通告にしましたのが、合併後20年の総括、それからあるいは20年経過して見えてきた課題に対するこれからの20年について、どのように県としては捉えるのかという、素朴であるけれども、壮大な質問になろうかと思います。

例えば10年のときは総括ということで、三重県から総括の中にいろんな形で盛り込まれていました。一番最後のところに課題を書いていただいているんです。中長期的な課題というところのテーマで、合併後、20年から30年といった長期的な視点での取組が必要だというふうに書いてあるわけです。

いろいろ勉強させていただくと、例えば全国総合開発計画、新全国総合開発計画、第三次、第四次、21世紀の国土のグランドデザインというふうに、多分これは国土交通省の全国総合開発計画の中であるわけですがけれども、時代とともに変わってくる。特に今、人口減少がトレンドですので、それに応じて、基礎自治体の在り方についてこれからどうなっていくのかとか、ある

いは国土形成計画の中で、今後国はどのように捉えていくのかということも踏まえて、基本的には合併のとき、つまり20年前を思い出すわけですが、県庁の職員の方々が、特に野呂副知事なんかは南のほうに来ていただきまして、合併協議会の場でいろんな情報提供、あるいはこうなったらこうなりますよというシミュレーションも含めて、県庁の職員の人たちが本当に一生懸命各市町に寄り添ってこられた姿を思い出すわけです。

今となっては、そのとき残された課題というのは分からなかった。財政的な部分と、それから行政部門のところ、大きく二つあるんだと思うんですけども、その支援が、10年たち、20年たつと、財政的な合併特例債も終わりました。そうすると、この後どういうトレンドになるのかというのを地域連携・交通部としてはどのように捉えていって、県としてお考えがあれば。多分先ほどの午前中の答弁でいきますと、何かコンパクトな答弁だったので、あまりそういった部分がなかったかのように思います。

20年前を思い出すと、今、20年たって振り返って、やっぱり新たな課題が出てきていると思いますので、20年たったときの総括みたいなことをお考えいただきたいなというふうに思いますし、寄り添った形で、県がやるものでもなく、基礎自治体がしっかりと課題認識を捉まえる意味で、情報提供、あるいは背中を押していただければなというふうに思った気持ちで質問させていただきます。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（生川哲也）** 合併20年を経て、今後どのような対応、どういうふうに見ているのかということも含めてということでございますが、先ほどの答弁でも申しましたが、今、東議員からも御指摘もありましたように、平成の合併から20年が経過して、さらに先ほど申し上げた課題の整理の段階から、少子・高齢化もより進んでいるものと思われます。

そんな中で、行財政の在り方、行政サービスの提供の仕方というのが、果たしてそれが追いついているのかとか、効率化は進んだものの、うまく市民の方々、町民の方々の隅々まで効率的に届いているのかといった課題は幾

つかあるんだろうなという想像はしています。

我々のほうでも様々なチャネルを使って、日頃から市町も訪問させてもらっていますし、私も含めて、もしくは市や町との連携のための会議もございます。そういった機会もありますが、例えば、じゃ、どういうまちづくりをしていくのかということにつきましては、やはりコンパクトシティーみたいな考え方もありますけれども、特に過疎地域の方々は、じゃ、それぞれの自分の育った集落を離れて中心部に移ることができるのかといったことに関しても、人それぞれのお考えがございます。墓があつたりとか、先祖から引き継いだ田んぼがあつたりとか、人によってそれぞれ捉え方も違うかと思ひます。

やはり一人ひとりがどういった地域の形を望まれているのかとか、もしくはどういった暮らしをこれからも送りたいのかといったことも含めて、まずは地域の人々の声というものもしっかりと伺いながら、市町とも連携を取りながら、どんなことができるのか、今後、考えていきたいというふうに思っております。

〔35番 東 豊議員登壇〕

○35番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。事前の通告もほとんどお昼過ぎだったので、御答弁いただいてありがとうございます。

コンパクトということもお言葉にありましたけれども、いきなりそこへ持っていくと、やっぱり地元の人たちが危機感を覚えるというのが事実であります。もう一方で、それをせざるを得ない状況がやっぱり近づいてくるんだと思います。そのために、それで地域の人たちがどう過ごしていけるのかということはやっぱりネットワーク化だというふうに、国土交通省の本には書いてあるんですね。やっぱりコンパクトであり、しかもインフラの維持をしようと思うと、機能的なものにネットワークでつなげていく、デジタルと交通だというふうに示されているところなんです。それが、例えば三重県全体を見たときに、各市町、合併後20年たって、新たな課題の中で明確化す

る、あるいはその情報提供をちゃんとしていく、これが大事なのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ機会を捉えて取り組んでいただきますよう心からお願いを申し上げ、関連質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

議 提 議 案 の 上 程

○副議長（森野真治） 日程第2、議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（森野真治） 提出者の説明を求めます。27番 杉本熊野議員。

〔27番 杉本熊野議員登壇〕

○27番（杉本熊野） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日とし、一部は令和8年4月1日からとしております。

以上をもちまして提案説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長（森野真治） 以上で、提出者の説明を終わります。

議 案 の 上 程

○副議長（森野真治） 日程第3、議案第184号から議案第200号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（森野真治） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算12件、条例案5件、合わせて17件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第184号及び第185号の補正予算は、国の物価高騰対策に対応して、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援を実施するとともに、県民の安全・安心を確保するための防災・減災、県土の強靱化の推進に取り組む経費として、一般会計で338億4469万3000円、企業会計で9億9225万円をそれぞれ増額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、県債で151億200万円、国庫支出金で176億8957万6000円を増額しています。

歳出の主なものとして、一般消費者及び事業者等に対するＬＰガス料金の高騰への支援として5億9243万3000円、医療機関等に対する物価高騰への支援として26億5141万1000円、中小企業・小規模企業に対する賃上げ等につながる経営向上の取組への支援として3億2332万1000円、貨物自動車運送事業者に対する燃料費高騰への支援として1億9824万5000円、交通事業者に対する燃料費高騰や安定的な運行体制の確保に向けた支援として8億3984万2000円、畜産農家に対する飼料価格高騰への支援として1億2589万6000円、魚類養殖業者に対する配合飼料価格高騰への支援として4億2202万円を計上しています。

また、国の補正予算を活用し、防災・減災、県土の強靱化のための対策等について、国補公共事業で242億6184万2000円、国直轄事業で42億3026万3000円をそれぞれ増額しています。

企業会計では、下水道施設の強靱化のための対策等として、流域下水道事業会計で9億9225万円を増額しています。

次に、議案第186号から第194号までの補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、人件費について補正を行うもので、一般会計で58億1780万9000円、特別会計で4146万2000円、企業会計で1億2271万8000円をそれぞれ増額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、財政調整基金繰入金で57億6377万8000円を増額しています。

歳出では、人件費で57億6145万9000円を増額するなど、合わせて58億1780万9000円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

特別会計の主なものとして、子ども心身発達医療センター事業特別会計で4002万3000円を増額しています。企業会計では、水道事業会計で2482万5000円、工業用水道事業会計で1937万8000円、病院事業会計で7481万9000円、流域下水道事業会計で369万6000円をそれぞれ増額しています。

議案第200号の補正予算は、県議会議員の期末手当の改定に伴い、278万1000円を増額するもので、歳入については、財政調整基金繰入金でその全額を増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案について説明いたします。

議案第195号は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

議案第196号及び第198号は、人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月15日付の給与改定に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

議案第197号及び第199号は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○副議長（森野真治） 以上で、提出者の説明を終わります。

会 議 時 間 の 延 長

○副議長（森野真治） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後７時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後７時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○副議長（森野真治） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後３時36分休憩

午後５時５分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） この際、報告いたします。

さきに提出されました議案第196号から議案第199号までについて、地方公務員法第５条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

以上で報告を終わります。

人 委 第 135 号

令和７年12月３日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和7年12月3日付け三議第191号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第196号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第197号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第198号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第199号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事
委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が令和7年10月15日に行った職員の給与に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認め

ます。

別 紙 2

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例案に対する人事委員会の意見

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案は、常勤の一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。

議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第4、議案第184号から議案第200号まで並びに議提議案第6号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（服部富男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第184号から議案第200号まで並びに議提議案第6号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、本件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 8 4	令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）
1 8 5	令和 7 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 8 6	令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）
1 8 7	令和 7 年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 8 8	令和 7 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 8 9	令和 7 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 9 0	令和 7 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
1 9 1	令和 7 年度三重県水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 9 2	令和 7 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 9 3	令和 7 年度三重県病院事業会計補正予算（第 2 号）
1 9 4	令和 7 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）
1 9 5	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
1 9 6	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
1 9 7	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
1 9 8	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
1 9 9	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

200	令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）
議提6	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

先議議案の審査期限

○議長（服部富男） この際、お諮りいたします。

議案第184号及び議案第185号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、12月5日までに審査を終えるよう期限をつけることとしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明4日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明4日は休会とすることに決定いたしました。

12月5日は引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後5時7分散会